

大学院政策とその後の展開

－昭和末期から平成初期にかけて－

徳永 保（帝京大学）

1. 序論	38
2. ①大学改革と国立大学整備の主要課題としての大学院政策の形成と展開 (1980年代中頃～1990年代前半)	38
3. ②その後の大学院の量的整備自体が目的となった継続・拡大期 (1990年代前半～末)	43
4. ③構造改革時代の大学院政策の形成と展開 (2000年代)	47

昭和末期から平成初期にかけての大学院政策とその後の展開

1. 序論

ア 政策形成要因（①客観的状況、②政策決定担当者、③偶然）

イ 大学院政策を次の期間区分により、その内容、意義、背景等を論じる

- ① 大学改革と国立大学整備の主要課題としての大学院政策の形成期
(1980年代中頃～1990年代前半)
- ② その後の大学院の量的整備自体が目的となった継続・拡大期
(1990年代前半～末)
- ③ 構造改革時代の大学院政策の形成、展開期
(2000年代)

ウ 大学院政策の展開に至る経緯

- ・ 臨調による行革、15歳、18歳人口の急増・急減という状況下での文部省主要政策の行き詰まり
- ・ 昭和40年代後半からの大学院及び大学院制度の漸進的な発展

エ 大学院政策以外の主要な大学改革政策の推移

- ・ 大学審議会による大学改革の主要目標
(教育研究の高度化、大学の個性化、大学運営の活性化)
- ・ 学部の再編と多様な私立大学の新設・学部増設を促した大学の個性化
- ・ 平成10年前後からの大学運営に係る制度改正とその後の国立大学の法人化、私立学校法の改正

2. ① 大学改革と国立大学整備の主要課題としての大学院政策の形成と展開 (1980年代中頃～1990年代前半)

1) 制度改正等

ア 前史：昭和49年の大学院設置基準の制定、学位規則の改正 (資料編P19)

topic 1 筑波大学における二課程並立制と平成3年の学位規則の改正による救済措置

イ 平成元年の大学院設置基準, 学位規則及び学校教育法施行規則の改正

(資料編P15~P18)

topic 2 昭和63年の大学審議会答申”大学院制度の弾力化について”は
教育研究の高度化と教育研究の個性化のいずれを意図したものか

topic 3 法令によるキソクと大学設置審査内規によるキソク
教育機能の確保からの規制

cf 教育体制を確保しつつ研究機能を極大化する仕組み → 平成11年の
学校教育法第66条改正による研究科以外の基本組織の設置

ウ 平成3年の学校教育法及び学位規則の改正

(資料編P14,20,57)

topic 4 学校教育法68条と68条の2の入れ替え

topic 5 学位の種類と専攻分野名称の付記

エ 平成3年の大学設置基準の大綱化と大学院

(資料編P14)

topic 6 学部と大学院の在り方を巡る議論の未整理

topic 7 大学院制度, 大学院整備との関連

topic 8 大学院の単位の計算方法

オ 平成5年の大学院設置基準の改正

(資料編P47)

- ・ 夜間博士課程制度

2) 国立大学大学院の整備

(資料編P1~6)

ア 前史: 大学院政策以前の国立大学の大学院の設置状況

○ 旧制大学以来の大学(旧制大学時の分野に限る) : 博士課程
(=国立学校特別会計予算区分としての講座制)

○ 新制大学 : 修士課程
(=国立学校特別会計予算区分としての修士講座制)

- 医師・歯科医師養成系 : 博士課程
(=国立学校特別会計予算区分としての講座制)
- 教員養成系 : 多くが学部のみ
(=国立学校特別会計予算区分としての学科目制)

イ 極めて明確なルールと切り分けによる整備

- 旧制以来の大学 : 独立研究科、独立専攻の設置による整備

cf 教育機能維持のための基幹講座・協力講座の設定
- 神戸大学の新制分野, 旧官立6医科大学グループ、旧女子高等師範
: 理工系分野の博士課程総合大学院設置
- 新制大学 : 工学系分野の博士課程設置、
農学系分野の博士課程連合大学院設置、
獣医師養成分野の博士課程連合大学院設置
- 教員養成系 : 修士課程大学院の設置
 - ・ 政策意図
 - ① 財政当局との信頼関係の構築による安定かつ着実な公財政支出の確保
 - ② 大学院の教育研究水準の維持
 - ③ 社会的な合理性の確保と弊害の最小化
 - ・ 関連する制度改正 : 博士課程の目的の拡大、教員資格の拡大
- 新しい方式の導入と絡めた極めて少数の例外

ex. 理化学研究所との連携による埼玉大学の理学及び工学分野の博士課程

ウ 厳格な整備プロセスの維持

- 大学課との折衝 → 配分調査費措置1年間 → 箇所付調査費2年間
→ 設置に係る概算要求
 - ・ 政策意図
 - ① 公財政支出の平準化

- ② 教員の確保と水準維持
- ③ 概算要求手続きと教員審査手続きによる教員の流動化、教育研究の現代化

エ 公財政支出の切り詰め

- 予算算定上の後期課程教育教員参画率の設定
校費算定について予算区分としての講座制単価を用いながら、講座制単価算定対象教官定員を絞り込み
→ 実態として教員審査を経た教員は全員参画したので単価の切り下げ
- 予算区分としての講座制に係る教官・事務官定員と実態には乖離があったが不充足
- 入学定員を後期課程教育教官参画率以下に絞り込み
→ その後、入学実績に応じて教官参加率相当分まで増員
- 学部の入学定員・講座比率は予算区分としての修士講座制を維持

オ 大学サイドのメリット

- ステイタス
 - 公財政収入の増
 - 概算要求手続きと教員審査手続きを通じた教員の淘汰・流動化と教育研究の現代化
- * しかしながら、これらが妥当するのは新制大学と旧制以来の大学の一般教育担当組織等だけ

カ 大学院大学の創設

(資料編P1,2)

- 総合研究大学院大学 昭和40年代末からの構想
予算事項名:総合研究大学院、
用地取得・施設整備や教官定員の増員を要さない特性による臨時行政調査会答申後の初めての法律事項の創設
- 北陸及び奈良先端科学技術大学院

3) 「大学院重点化」

ア 「大学院重点化」の内容

- 国立学校特別会計上の予算措置及びこれに関連する国立学校設置法上の取り扱い並びにこれらを踏まえた学内の取り扱い

具体的には

- ① 学部の教官の予算定員を当該関係研究科の予算定員への振り替え
(学部)に大学院教官による兼任教官定員を措置)
 - ② ①に伴い当該関係研究科を国立学校設置法施行規則上の部局長を置く研究科として指定
これに連動して、当該研究科長は法定の評議会構成員となる
 - ③ ①に伴い教官当たり積算校費を
[予算区分上の講座制単価＋予算区分上の学科目制単価×1/2程度]に増額
 - ④ ①及び③に伴い博士課程前期及び後期の入学定員を、教官定員相当の、本来あるべき規模に再設定
→ 非実験理学系、人文学系、社会科学系では入学定員が増加する傾向
- これらを踏まえた学内的な取り扱いとして
 - ・ 教員の本務所属を当該研究科とする
 - ・ 当該研究科長を部局長とする その他

イ 「大学院重点化」の背景

- 新制大学の博士課程整備に対応した旧制大学への財政的テコ入れが必要との認識
- 人材需要の高度化に対応して大学院を整備するという政策目標を掲げ、維持していくためには、2)による整備に加えて、旧制以来の大学の人的、物的資源を活用することが必要との認識
- 有馬・東京大学総長の学院構想

ウ 「大学院重点化」の実施と当初の意図

- 実施以前の状況
平成元年度予算に「教育研究の高度化」調査費を計上し、

- ① 東京大学の学院構想
- ② 北海道大学の研究組織の再編成と研究組織への重点化構想
- ③ 京都大学の新方式学部構想

に配分

- 東京大学の法学・政治学研究科の拡充構想に係る文部省との折衝を機に、学院構想の当時の大学法制・国立学校法制の下での具現化を図るものとして平成3年度予算において「大学院重点化」を実施
- 以後平成7年度まで東京大学、京都大学の各研究科、北海道大学、東北大学、大阪大学、名古屋大学の理工系分野において実施

エ 「大学院重点化」等による国立大学予算の増 (資料編P11～12)

- 昭和50年代以降の、非施設予算に係る国立学校特別会計への一般会計からの繰入額の5年毎の推移において、顕著な増加が見られるのは平成元年度～11年度の時期だけであり、その後は横ばい又は微減となっている。この一般会計からの繰入額の顕著な増加は、新制大学の博士課程整備と「大学院重点化」によるもの。

3. ② その後の大学院の量的整備自体が目的となった継続・拡大型 (1990年代前半～末)

ア 大学改革の主要テーマのシフト

一 残された、最も困難なテーマとしての大学運営の活性化

- 教授会の運営の活性化(1995年答申、学校教育法施行規則改正)
代議員制度等の導入が可能であることの明確化

topic1 1991年に大学審議会組織運営部会が設置されて以来初めての制度改正！

- 大学教員の選択的任期制導入(1996年答申、1997年法律制定)

topic2 管理運営上の課題が任期制導入に焦点化！

- 行政改革の一時的な休止状況と大学運営に関する議論への影響

topic3 大学運営や教員任用制度－大学の設置形態に拠るところが大きい－

を大学審議会で議論することの限界

topic4 停滞期？あるいは大学内部での実践と経験を通じた関係者の意識改革などその後の本格的な改革に繋がる胎動期？

topic5 全学的な資源配分に関する意思決定のテーマとしての大学院重点化やCOE(中核的研究拠点形成プログラム)など

イ 私立大学大学院への支援政策の展開

(資料編P51～52)

資料一私立大学等経常費補助金における大学院関係補助項目の推移

- 経常費補助金における大学院関係補助項目の拡大
- 私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助の拡大
- 国公立大学を通じた事業の創設
 - ・ 大学院最先端設備整備事業(1987～1997)
 - ・ 中核的研究拠点プログラム(1995～2000)既存の予算措置を集中して配分するものであったが、国際シンポジウム経費、国際交流経費、日本学術振興会の特別研究員、外国人特別研究員等について自己負担を求めない定額補助

ウ 国立大学大学院の整備政策の展開

(資料編P1～4)

- 新制大学の理学系博士課程の整備
- 旧官立6医科大学グループ、旧女子高等師範の人文社会系分野の博士課程系総合大学院の整備
- 人文社会系分野の整備

* 国立大学整備の緊急テーマとしての工学系学部未設置県解消計画の浮上

エ 「大学院重点化」の進展と変容

- 「①大学改革と国立大学整備の主要課題としての大学院政策の形成期前」に着手した大学及び一橋大学、東京工業大学、九州大学の全分野、神戸大学の旧制以来の分野、東京医科歯科大学の医学・歯学分野、広島大学の理学分野において実施し、平成12年度予算を限りに終了

- そのほか、P5、3)アの①、②及び④のみを措置する「大学院講座化」を一部の大学で実施
- 「大学院重点化」は大学審議会答申等に基づく制度改正ではなく国立大学の予算措置 → ① その内容及び趣旨が変容、② その後には文部省の大学院整備政策全体と混同、誤認

オ 国立大学の設置形態を巡る議論の再燃と本格化 (資料編P39～45)

- ・ 第二次臨時行政調査会(1981～83)の第3次、第5次答申
- ・ 臨時教育審議会(1984～87)の第3次、第4次答申
- ・ 第一次臨時行政改革推進審議会(1983～86)の最終答申(1986)
- ・ 第二次臨時行政改革推進審議会(1987～90)の最終答申(1990)
- ・ 第三次臨時行政改革推進審議会(1990～93)の1次答申(1991)及び2次答申(1992)



○ 行政改革委員会(1994～1997)による行政改革プログラム(1996. 12. 25)

行政改革会議の設置と中央省庁改革について1年以内に成案を得て、1998年国会に法案
地方分権推進計画を1998年までに作成、現業等の経営合理化、

○ 行政改革会議(1996～97)とその最終報告(1997. 12. 3)

中央省庁の再編、独立行政法人制度の導入—国立学校以外のものであって広く民間人を対象として研修を実施しているものについては、民営化又は地方移管を検討する。

(注) 国立大学については、人事・会計面での弾力性の確保など種々改善する必要があり、現行の文部省の高等教育行政の在り方についても改善が必要。しかし、大学改革は長期的に検討すべき問題であり、独立行政法人化もその際の改革方策の一つの選択肢となり得る可能性はあるが、現時点で早急に結論を出すべき問題ではない。

○ 中央省庁等改革基本法(1998. 6. 12)

(施設等機関等)

第四十三条 政府は、施設等機関について、国として必要なもの以外のものについては、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を推進するほか、その必要性が認められるものについても、府省の編成に併せてその統合を推進するとともに、各施設等機関の性格に応じて独立行政法人への移行を検討するものとする。

2 政府は、国立大学が教育研究の質的向上、大学の個性の伸長、産業界及び地域社会との有機的連携の確保、教育研究の国際競争力の向上その他の改革に積極的かつ自主的に取り組むことが必要とされることにかんがみ、その教育研究についての適正な評価体制及び大学ごとの情報の公開の充実を推進するとともに、外部との交流の促進その他人事、会計及び財務の柔軟性の向上、大学の運営における権限及び責任の明確化並びに事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る等の観点から、その組織及び運営体制の整備等必要な改革を推進するものとする。

○ 中央省庁等改革推進本部(1998～2001)

- 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(1999. 4. 27閣議決定)
中央省庁等改革を推進するため、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画

第2 独立行政法人化関連 2. (1)国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る。

- 中央省庁等改革関連法(1999)

カ 包括的な国立大学改革の推進

- 包括的な改革プログラムの提示と目に見える実行の必要性の認識

また併せて文部省による関与・統制自体が改革対象であるとの認識

参考: 地方分権政策の推移(中央省庁等改革より2年先行)

地方分権推進法(1995) → 地方分権推進委員会(1995~2002)

地方分権推進委員会勧告(1996) → 地方分権推進計画(1998)

地方分権一括法(1999)

- 「21世紀の改革像と今後の改革方策について」諮問(1998. 10)
 - ・ 21世紀の大学像をわかりやすく示した上で更に大胆な改革を推進

topic5 誰に何を示したかったのか

- ・ 国公立大学の役割分担などについて検討
- ・ 各大学の自主性と自由度を高め、…特に国立大学については、人事・会計制度の見直しについても検討

- 大学の管理運営に関わる制度改革
 - 学部長の権限等 → 学校教育法の改正(1999)
 - 国立大学の評議会の権限等 → 国立学校設置法の改正(1999)

topic6 国立大学、特に大規模国立大学の反応、対応の変化

- 文部省と大学、又は国立大学の関係に関わる制度改革
 - 大学設置認可手続きの明確化等 → 省令の改正、設置審査内規の告示化
 - 国立大学の組織統制の緩和等 → 上記法改正と講座学科目の廃止

ク 専門大学院制度

- 先行する司法制度改革
 - 自由民主党司法制度特別調査会の司法制度改革基本方針(1998. 11)
 - － 法曹人口の大幅増加に対応してロースクール方式など検討
 - 同特別調査会の「21世紀の司法の確かな指針」(1999. 6)

－ ロースクール方式の導入



大学審議会「21世紀答申」

－ ロースクール構想などについて広く関係者の間で検討が必要

- 実態としてのビジネススクールの生成
- 大学審議会「21世紀」答申 → 大学院設置基準の改正(1999)
 - ・ 選任教員数は通常の2倍で、一定程度の実務家教員を必要
 - ・ 修了要件は、原則として、特定課題についての研究の審査
 - ・ 第三者評価を受けることを義務付け

4. ③ 構造改革時代の大学院政策の形成と展開 (2000年代)

ア 国立大学の法人化

- ・ 1999. 11 有馬文部大臣が独立行政法人化の意義、検討の視点に関する見解を表明し、併せて「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」を公表
- ・ 2000. 5 自由民主党・政務調査会が「これからの国立大学の在り方について」と題する提言を公表
- ・ 2000. 12 平成13年度行政改革大綱(閣議決定)－平成13年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理する
- ・ 2001. 6 遠山文部科学大臣が「大学(国立大学)の構造改革の方針」を公表
- ・ 2002. 3 調査検討会議が最終報告－新しい「国立大学法人」像について－最終報告

イ 21世紀COEプログラム

- 大学政策、大学院政策全体での21世紀COEプログラム創設の背景、意義
 - ・ 初めての本格的な国公立大学にわたる事業推進型の積極政策の実施
 - ・ 従来の大学院の研究機能の重視、評価に対して、初めて大学院の教育機能に着目した施策
 - ・ 国公立大学を通じた大学の機能分化を前提として、設置形態に拠らずに大学の機能に拠った初めての行政施策
- 大学への公財政支出全体での21世紀COEプログラム創設の背景、意義
 - ・ 初めての本格的な国公立大学にわたる公財政支出による大学支援方策
 - ・ 従来の公財政支出：

- ①大学・法人に対して組織の規模等に着目して配分する基幹的経費支出、
- ②教員の個別活動に対する研究資金の競争的な配分、
- ③学生に対する直接的経済支援

に峻別



①と②の中間的なものとして、
大学の組織的な活動に対する競争的な資金配分の仕組みの導入
また、採択審査を通じてTA、RAなど学生に対する経済支援を組み込む
(参考:IDE 2004年11-12月号の徳永執筆の「大学へのファンディング
の進展と大学改革」)

- ・ 大学に対する初めての本格的な評価に基づく資源配分

cf 評価に基づく資源配分 — この場合の「評価」は必ずしも大学の第三者
評価、自己評価というような典型的な評価行為、評価手順、評価という用語を
伴うものではない

ウ 専門職大学院制度の創設と認証評価制度の導入

- 先行する司法制度改革
 - 内閣に司法制度審議会を設置(1999)
 - 同 意見(2001. 6)
 - － 法曹養成に特化した実践的な教育を行う学校教育上の大学院
制度の導入
 - 司法制度改革推進法(2001. 11)
 - － 法曹養成のための教育を行う大学院に関する制度の整備等を図る
- 司法制度審議会意見書の提言事項
 - ・ 従来の研究センターの考え方から真の教育重視への転換
 - ・ 厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みを具体的に講じる
 - ・ 少人数で密度の濃い教育を行うのにふさわしい数の教員を確保
 - ・ 実務家教員の参加が不可欠
 - ・ すべての教員資格基準として、教育実績、教育能力、実務家としての能力
経験を求める
 - ・ 適切な機構を設けて第三者評価(適格認定)を継続的に実施
 - ・ 第三者評価実施機関の構成は法曹及び大学の関係者に加えて外部
有識者が参加
- 中央教育審議会答申(2002. 8)
 - 学校教育法改正(2002. 11)
 - ・ 大学院の目的の追加による専門職大学院制度の創設
 - ・ 認証評価制度の導入と専門職大学院に限っての分野別認証評価

→ 専門職大学院設置基準の制定(2003. 3)

- 大学政策全体、大学院政策全体での専門職大学制度創設の背景、意義
 - ・ 国立大学法人化を見据えた国公立大学を通じた大学、大学院に関する事業推進型の積極政策の本格的な展開
 - ・ 従来の国立大学理工農系分野中心の大学院政策から人文・社会系、医学系を含めた幅広い分野、設置形態を超えた大学全体を対象とする大学院政策への転換
 - ・ 認証評価制度の導入

topic7 学位授与機構の大学評価学位授与機構への転換に際して、同機構の設置に係る国立学校設置法施行規則の附則第6項―“大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る(中略)評価を行わないものとする”が、国会審議の結果、追加された状況との異同

- 専門職大学院の認証評価制度
 - ・ 認証評価
 - ① その導入の趣旨が法科大学院の適格認定
 - ② 大学審議会での第三者評価の議論もアメリカのアクレディテーションを念頭においたものであったこと
 - ③ 認証評価制度が、事前審査から事後評価へという規制緩和の理念の下に、大学設置認可の準則主義化、手続き簡素化と一体のものとして導入されたことから、その本質はevaluationでなくaccreditation
 - ・ 認証評価団体とその認証評価対象分野
当該専門職大学院の専門職相当の分野(ex. ファッション・ビジネス学分野)

エ 大学設置認可制度の変革

- 準則主義の導入
これに併せて従来の設置審査内規等の法令化又は廃止
- 収容定員について制限撤廃(医師・歯科医師・獣医師・船舶職員養成を除く)

cf 国立大学については財政的観点から別途に制限
- 専門職大学院大学について
 - ・ 学校教育法第68条

オ 大学院教育の実質化

中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」(2005. 9. 5)

- 博士課程、修士課程、専門職学位課程の目的・役割の焦点化
- 各大学院の人材養成目的の明確化と教育体制の整備
 - ・ 専攻ごとの人材養成目的の明確化とその公表(大学院設置基準の改正)
 - ・ 助教制度の導入による教育体制の整備
- コースワークの充実強化
 - ・ 大学院固有の単位の考え方の明確化(大学院設置基準の改正)
 - ・ 修士課程・博士課程(前期)の修了要件の見直し(大学院設置基準の改正)
 - ・ 複合的な履修取り組みの導入
- 教員の教育・研究指導能力の向上
 - ・ FDの全面的導入
 - ・ 成績評価基準の明示
 - ・ 教員の教育研究活動、とりわけ教育活動の評価
- 学修・研究環境の改善と流動性の拡大
 - ・ TA, RA等に活用できる競争的研究資金の拡大
 - ・ 学生に対する経済的支援審査の早期化
- 大学院評価による質の確保
 - ・ 認証評価に分野別評価を導入
 - ・ 自主的評価活動、認定活動の奨励、支援
- 多様な社会部門との連携による人材養成機能の強化
 - ・ 長期間の実践的インターンシップの導入

カ 大学院教育イニシアティブ

平成17年度予算額 30億円

資料編目次

1. 国立大学大学院の整備経緯等	52
2. 国立大学工学系大学院(博士課程)の整備経緯等	54
3. 国立大学理学系大学院(博士課程)の整備経緯	54
4. 国立大学文学系大学院(博士課程)の整備経緯	55
5. 特定分野学部創設の整備経緯	55
6. 国立大学講座単価比率(平成11年度)	58
7. 国立大学における設置状況(独立研究科、独立専攻)	59
8. 過去25年間に大学等(国・公・私)へ措置された主要予算の推移	60
9. 国立学校特別会計予算額の推移	62
10. 国立学校特別会計予算額及び一般会計より受入額の推移	63
11. 施設費予算額の推移	64
12. 我が国の大学院制度の変遷	65
13. 大学院の目的・役割に関する答申	66
14. 大学院の組織編制の多様化	68
15. 大学院の課程の目的等の主な変遷	70
16. 我が国の学位制度の主な変遷	71
17. 博士学位授与数の推移と授与率	72
18. 大学院規模の国際比較	73
19. 国公私立大学のうち大学院を置く大学数及び比率	74
20. 国公私立大学のうち博士課程を置く大学数及び比率	75
21. 国公私立大学の大学院を置く大学のうち博士課程を置く大学数及び比率	76
22. 国公私立大学大学院の分野別(人社・理工農・保健・その他)入学定員及び割合の推移(修士課程)	77
23. 国公私立大学大学院の分野別(人社・理工農・保健・その他)入学定員及び割合の推移(博士課程)	78
24. 国公私立大学大学院の分野別(人社・理工農・保健・その他)在学者数及び割合の推移(修士課程)	79
25. 国公私立大学大学院の分野別(人社・理工農・保健・その他)在学者数及び割合の推移(博士課程)	80
26. 国公私立大学大学院の分野別(人社・理工農・保・その他)入学定員の推移(修士課程)	81
27. 国公私立大学大学院の分野別(人社・理工農・保・その他)入学定員の推移(博士課程)	83
28. 国公私立大学大学院の分野別(人社・理工農・保・その他)在学者の推移(修士課程)	85
29. 国公私立大学大学院の分野別(人社・理工農・保・その他)在学者の推移(博士課程)	87
30. 国立学校予算額の推移	89
31. 国立大学の設置形態に関する過去の提言等について	90
32. 大学院制度と大学設置審議会内規の変遷	97
33. 私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助の予算額推移	102
34. 私立大学等経常費補助金における大学院に対する補助項目の推移	103
35. 大学審議会答申等における制度改正を伴う提言事項とその対応状況	104

1. 国立大学大学院の整備経緯等

昭和28年：新制大学院博士課程の設置（新制大学の学年進行）

旧7帝大+東京教育大、東京工業大、一橋大、
神戸大、広島大の旧制度から大学を設置していた分野

昭和30年：医学研究科（博士課程）の設置（新制大学の学年進行）

旧6官立医科大+群馬大、東京医科歯科大、徳島大
これ以降、医学研究科を逐次設置

昭和38年：新制大学に修士課程研究科を設置

横浜国立大（工）、お茶の水女子大（家政）等
これ以降、理工系を中心に修士課程研究科を逐次設置
教員養成系は、東京学芸大（41）、大阪教育大（43）を除き昭和53
年から逐次設置（～平成8年）

昭和47年：東京大学工学系研究科情報工学専攻専攻設置（初の独立専攻）

昭和50年：東京工業大学総合理工学研究科設置（初の独立研究科）

昭和60年：新制大学に博士課程研究科を設置

横浜国立大（工）、名古屋工業大（工）
これ以降、工学系博士課程について逐次設置

連合大学院（農学）の設置

東京農工大、愛媛大
これ以降、連合大学院（農学）を逐次設置（～平成3年）

昭和62年：総合大学院（理工農系）の設置 ※教官参加率を60%に設定

新潟大、金沢大、岡山大に博士課程専攻を設置
千葉大、長崎大、熊本大については昭和63年設置

昭和63年：総合研究大学院大学創設（初の国立独立大学院）

平成 元 年：埼玉大学理工学研究科に理化学研究所との連携講座の設置
(初の連携講座)

旧制大学一般教育教官を基礎とする独立研究科の設置

大阪大(言語文化)

これ以降、東京大(数理科学)(H4)、東北大(国際文化)(H5)等
逐次設置

「教育研究の高度化に関する調査経費」新規計上

平成 2 年：北陸先端科学技術大学院大学創設

連合大学院(獣医学)の設置 岐阜大、山口大

平成 3 年：奈良先端科学技術大学院大学創設

平成 5 年：総合大学院(人社系)の設置

新潟大、金沢大、岡山大に博士課程専攻を設置

千葉大は平成 7 年、熊本大は平成 1 4 年設置

2. 国立大学工学系大学院（博士課程）の整備経緯等

○昭和58年から工学系博士課程の改革調査を開始。（ ）は設置年度。

- 昭和58年 名工（60）、横国（60）、豊橋（61）、長岡（61）
- 昭和60年 電通（62）、九工（63）
- 昭和62年 京都工芸（63）、埼玉（元）、東京農工（元）
- 昭和63年 群馬（元）、室工（2）
- 平成元年 山口（2）、佐賀（3）、信州（3）、徳島（3）
- 平成2年 岐阜（3）、愛媛（4）、宇都宮（4）、山梨（4）
- 平成3年 山形（5）、福井（5）、茨城（5）
- 平成4年 秋田（6）、富山（6）、鳥取（6）、鹿児島（6）
- 平成5年 三重（7）、大分（7）
- 平成6年 岩手（8）、宮崎（8）
- 平成7年 北見工業（9）、琉球（9）、東京商船（9）、神戸商船（9）

3. 国立大学理学系大学院（博士課程）の整備経緯

- 昭和51年 お茶の水（人間文化）
- 昭和56年 神戸（自然科学）、奈良女子（人間文化）
- 昭和62年 新潟（自然科学）、金沢（自然科学）、岡山（自然科学）
- 昭和63年 千葉（自然科学）、熊本（自然科学）
- 平成元年 埼玉（理工学）
- 平成3年 佐賀（工学系）
- 平成7年 茨城（理工学）
- 平成8年 静岡（理工学）、愛媛（理工学）
- 平成9年 山口（理工学）
- 平成10年 富山（理工学）、信州（工学系）、鹿児島（理工学）、
琉球（理工学）
- 平成11年 山形（理工学）
- 平成14年 高知（理学）

4. 国立大学文学系大学院（博士課程）の整備経緯

昭和 51 年	お茶の水（人間文化）
昭和 55 年	神戸（文化学）
昭和 56 年	奈良女子（人間文化）
平成 4 年	東京外国語（地域文化）
平成 5 年	新潟（現代社会文化）、金沢（社会環境科学）、岡山（文化科学）
平成 7 年	千葉（社会文化）
平成 9 年	大阪外国語（言語社会）
平成 13 年	山口（東アジア）
平成 14 年	弘前（地域社会）、熊本（社会文化科学）
平成 15 年	埼玉（文化科学）、鹿児島（人文社会科学）

未設置：岩手（人文社会科）、山形（人文）、福島（人文社会学群）、茨城（人文）、富山（人文）、信州（人文）、静岡（人文）、三重（人文）、島根（法文）、愛媛（法文）、高知（人文）、琉球（法文）

5. 特定分野学部創設の整備経緯

○無医大県解消計画

昭和 48 年（旭川医科、山形（医）、愛媛（医））から昭和 56 年（琉球（医））までの間に 12 大学・4 学部を設置

○工学系学部未設置県解消計画

平成 7 年 和歌山（システム工）、島根（総合理工）
平成 9 年 弘前（理工）、香川（工）

参考 1

行政改革に関する第 3 次答申（昭和 57 年 7 月 臨時行政調査会）

3 文教

(3) 高等教育の規模と質的充実の在り方

- ア 今後の長期的な大学・短大の規模については、昭和 70 年代以降 18 歳人口が安定する時期を念頭に置き、全体として抑制基調とし、昭和 60 年代の 18 歳人口の増加に対しては、専修学校等の役割を重視し、高等教育の多様化等を推進することによって対処する。
- イ 国立大学の新設、学部・学科の新増設、定員増は、全体として抑制し、学部・学科の転換、再編成を進める。
- エ 大学院については、学術研究の推進と高度の専門的職業人の養成という観点からその在り方を見直す。

参考 2

教育改革に関する第 2 次答申（昭和 61 年 4 月 臨時教育審議会）

第 2 部第 4 章 高等教育の改革と学術研究の振興

第 1 節 高等教育の個性化・活性化

(3) 大学院の飛躍的充実と改革

- ア 修士課程については、専門教育をさらに充実し、補強する場ならびに高度専門職の養成と研修の場として整備・拡充を図る。（以下略）
- イ 博士課程については、若手研究者としての位置付けなど研究者の育成に力点を置いて整備・拡充を図るとともに、社会人受入れのための弾力化の措置を講ずる。（以下略）
- エ 大学院の形態については、従来の在り方に加え、独立研究科等その多様化を促進し、また、固有の教員組織、施設・設備を強化する。

第 3 部第 2 章 情報化の対応のための諸改革

(3) 高等教育や学術研究への情報手段の活用と人材の育成

- ア 大学の情報関係学部、学科の拡充を図り、あわせて学術情報システムの整備、図書館の情報化などの推進を図る。
- イ 大学における情報関係学部、学科以外の学生に対する情報教育を拡充するとともに、先端的科学技術分野の人材養成のための新しい教育研究組織の設置を検討する。

参考3

大学院の量的整備について（平成3年11月 大学審議会）

3 将来における大学院の量的整備目標の策定

(3) (略)

したがって、これらの動向等を総合的に勘案し、また、他の先進諸国との比較も考慮すれば、平成12年度時点における我が国の大学院学生数の規模については、社会人の学生及び留学生も含め、全体として少なくとも現在の規模の2倍程度に拡大することが必要であると考えられる。(以下略)

(4)①人文科学、社会科学関係

2)このため、これらの需要動向を見極めつつ、これに対応するものについては、単に修士課程の拡充のみでなく博士課程を含め逐次整備充実を図っていく必要がある。

②自然科学関係

1)全体としてこの分野は大きな人材需要が予想され、特に修士課程については、既に入学定員を超えて学生を受け入れている場合が多く、かなりの規模の拡大が必要である。

2)博士課程については、(略)、進学者は横這いの傾向にある。しかし、先駆的な学術研究を推進し、常に世界的水準を維持していくためには、大学院学生の処遇や教育研究条件等の一層の改善充実を図りつつ、創造性豊かな優れた研究者を養成・確保していくことが重要であり、これに応じた規模の拡大が必要である。

国立大学講座単価比率（平成 11 年度）

講座制

非実験 2, 038 千円

実 験 7, 975 千円

臨 床 8, 656 千円

修士講座制

非実験（1、1、0.5）1, 120 千円

実 験（1、1、1）4, 239 千円

学科目制

非実験（1、1、0.5）1, 026 千円

実 験（1、1、1）3, 644 千円

非実験 講座：修士講座：学科目 = 2.0：1.1：1

実 験 講座：修士講座：学科目 = 2.2：1.2：1

学科目（非実験）：講座（実験） = 1：7.8

国立大学における設置状況（独立研究科、独立専攻）

年 度	独立研究科			独立専攻		
	修 士	博 士	計	修 士	博 士	計
平成2年度	1	3	4	4	3	7
平成3年度	2	2	4	4	2	6
平成4年度	2	3	5	6	11	17
平成5年度	1	6	7	8	8	16
平成6年度		6	6	2	9	11
平成7年度		3	3	2	19	21
平成8年度		8	8	1	13	14
平成9年度		2	2	1	13	14
平成10年度		7	7		9	9
平成11年度		3	3	3	12	15
平成12年度		2	2	2	18	20

過去25年間に大学等(国・公・私)へ措置された主要予算の推移

(単位:百万円)

区分	S54年度 (1979)	S59年度 (1984)	H元年度 (1989)	H6年度 (1994)	H11年度 (1999)	H12年度 (2000)	H13年度 (2001)	H14年度 (2002)	H15年度 (2003)	H16年度 (2004)	H17年度 (2005)	予算申込率
国立学校特別会計	1,233,084	1,601,811	1,912,263	2,441,739	2,726,072	2,702,841	2,742,772	2,782,879	2,804,529			2.3 H15年度/S54年度
(うちTA、RA経費)				806	5,157	5,589	5,947	5,986	6,257			7.8 H15年度/H16年度
(うち一般会計より配入)	926,319	1,071,688	1,140,799	1,520,352	1,553,705	1,553,027	1,572,730	1,545,281	1,525,606			1.6 H15年度/S54年度
非施設費	772,949	966,958	1,083,560	1,391,103	1,468,833	1,487,307	1,490,397	1,462,098	1,451,869			1.9 H15年度/S54年度
施設費	153,370	104,730	57,239	129,249	84,872	65,720	82,333	83,183	73,737			0.5 H13年度/S54年度
(うち財政融資資金借入)	48,600	29,000	52,900	86,000	79,100	66,500	66,400	66,200	55,300			1.1 H13年度/S54年度
私立大学等補助金	237,256	249,537	258,453	284,753	323,400	330,709	339,428	344,009	345,300	348,820	349,667	1.5 H17年度/S54年度
私立大学等経常費補助金	235,500	243,850	248,650	273,350	300,650	307,050	314,250	319,750	321,750	326,250	329,250	1.4 H17年度/S54年度
私立大学・大学院等教育研究 装置施設整備費補助金		4,000	8,050	8,750	18,819	19,599	20,448	19,303	18,531	16,781	14,349	3.6 H17年度/S59年度
私立大学等研究設備整備費 等補助金	1,756	1,687	1,753	2,653	3,931	4,060	4,730	4,956	5,019	5,789	6,068	3.5 H17年度/S54年度
組織的教育研究活動助成								18,200	33,383	44,940	53,263	2.9 H17年度/H14年度
研究拠点形成費等補助金 (COE等)								18,200	33,383	36,727	42,261	2.3 H17年度/H14年度
大学改革推進等補助金等 (GP等)										8,213	11,002	1.3 H17年度/H16年度
科学研究費補助金	30,500	40,500	52,600	82,400	131,400	141,900	157,965	170,300	176,500	183,000	188,000	6.2 H17年度/S54年度
うち間接経費							7,360	11,560	12,531	13,553	14,255	1.9 H17年度/H13年度
日本学術振興会特別研究員事 業			1,931	5,525	12,681	12,897	13,548	15,788	14,611	14,419	14,233	7.4 H17年度/H元年度
うち特別研究員(DC)分			694	3,686	6,230	6,129	6,592	6,592	6,471	7,559	8,255	11.9 H17年度/H元年度

過去25年間に大学等(国・公・私)へ措置された主要予算の推移

(単位:百万円)

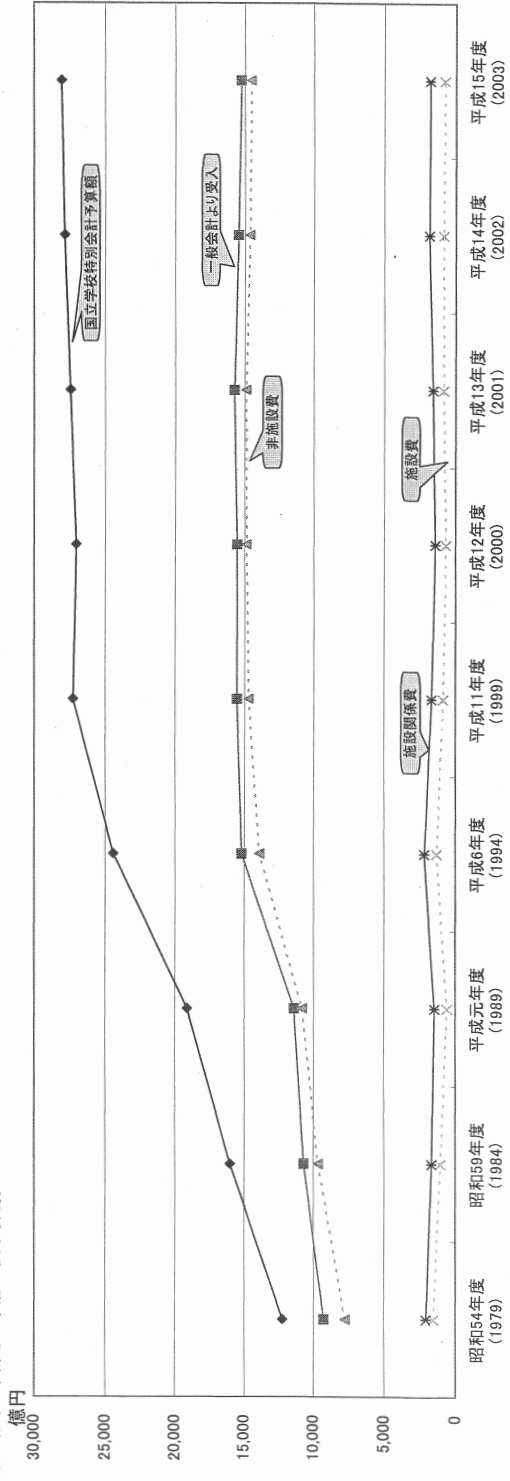
区 分	S54年度 (1979)	S59年度 (1984)	H元年度 (1989)	H6年度 (1994)	H11年度 (1999)	H12年度 (2000)	H13年度 (2001)	H14年度 (2002)	H15年度 (2003)	H16年度 (2004)	H17年度 (2005)	予算伸び率	
												9.4	H17年度/S54年度
育英会奨学金	65,606	101,080	144,044	184,558	327,563	357,396	392,007	430,496	477,292	557,889	616,508	9.4	H17年度/S54年度
無利子貸与(第一種学資金)	65,606	94,580	108,622	137,740	178,975	185,048	191,523	183,534	198,509	208,225	218,417	3.3	H17年度/S54年度
有利子貸与(第二種学資金)		6,500	35,422	46,818	148,588	172,348	200,484	246,962	278,784	349,663	398,091	61.2	H17年度/S59年度
留学生給与等	2,360	5,877	14,306	25,404	31,965	34,109	34,629	34,282	34,467	34,475	34,143	14.5	H17年度/S54年度
政府開発援助外国人留 国費学生給与	2,264	5,781	11,236	17,601	22,023	23,259	23,262	23,481	23,442	23,248	22,861	10.1	H17年度/S54年度
私費外国人留学生等学 習奨励費	96	96	1,543	5,067	6,532	7,440	7,787	7,852	7,915	7,945	7,956	82.9	H17年度/S54年度
授業料減免学校法人援 助			1,526	2,736	3,410	3,410	3,581	2,948	3,110	3,281	3,326	2.2	H17年度/H元年度
一般会計計	335,722	396,994	471,334	582,640	827,009	877,011	937,577	1,013,075	1,081,553	1,183,543	1,255,814	3.7	H17年度/S54年度
合 計	1,558,806	1,998,805	2,383,597	3,024,379	3,553,081	3,579,852	3,680,349	3,795,954	3,886,082			2.5	H15年度/S54年度

(注) 育英会奨学金については、事業費(当初予算+育英会における学資金回収額を財源とした貸与額)を計上している。

国立学校特別会計予算額の推移

区 分	昭和54年度 (1979)	昭和59年度 (1984)	平成元年度 (1989)	平成6年度 (1994)	平成11年度 (1999)	平成12年度 (2000)	平成13年度 (2001)	平成14年度 (2002)	平成15年度 (2003)
国立学校特別会計予算額	(1,223,003) 1,223,084	(1,624,989) 1,601,811	(1,921,563) 1,912,263	(2,414,053) 2,441,739	(3,238,237) 2,726,072	(2,862,821) 2,702,841	(3,117,146) 2,742,772	(2,870,706) 2,782,879	(2,751,279) 2,804,529
うち一般会計より受入 【繰入率】	(926,238) 926,319 【75.7%】	(1,096,869) 1,071,688 【66.9%】	(1,184,796) 1,140,799 【59.7%】	(1,492,667) 1,520,352 【62.8%】	(1,708,322) 1,553,705 【57.9%】	(1,713,007) 1,553,027 【57.6%】	(1,566,905) 1,572,730 【57.5%】	(1,633,107) 1,545,281 【55.8%】	(1,472,357) 1,525,606 【54.8%】
非施設費	(772,928) 772,949	(992,472) 966,958	(1,127,823) 1,083,560	(1,358,946) 1,391,103	(1,442,434) 1,468,833	(1,455,139) 1,487,307	(1,461,742) 1,490,397	(1,414,405) 1,462,098	(1,398,775) 1,451,869
施設費	(153,310) 153,370	(104,397) 104,730	(56,973) 57,239	(133,721) 129,249	(265,888) 84,872	(257,868) 65,720	(105,163) 82,333	(218,702) 83,183	(73,582) 73,737
うち施設関係費	(207,126) 207,187	(166,033) 166,366	(144,203) 144,468	(222,128) 217,656	(346,888) 165,872	(331,368) 139,221	(558,870) 155,840	(319,744) 184,225	(177,107) 177,263
うち財政融資資金借入 ※上段()書きは、補正後予算額	(48,600) 48,600	(29,000) 29,000	(52,900) 52,900	(86,000) 86,000	(79,100) 79,100	(66,500) 66,500	(66,400) 66,400	(66,200) 66,200	(55,300) 55,300

※上段()書きは、補正後予算額



国立学校特別会計予算額及び一般会計より受入額の推移

(単位:千円)

区分	昭和54年	昭和59年	平成元年	平成6年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
国立学校特別会計予算額	(1,223,003,306) 1,223,084,190	(1,624,988,622) 1,601,810,830	(1,927,563,249) 1,912,262,653	(2,414,052,762) 2,441,738,581	(3,238,236,653) 2,726,072,542	(2,862,820,703) 2,702,841,002	(3,117,146,435) 2,742,771,875	(2,870,705,678) 2,782,879,344	(2,751,279,361) 2,804,528,993
一般会計より受入れ額	(926,238,421) 926,319,305	(1,096,868,668) 1,071,688,008	(1,184,796,288) 1,140,799,082	(1,492,666,791) 1,520,352,610	(1,708,322,360) 1,553,705,122	(1,713,007,205) 1,553,027,504	(1,566,904,742) 1,572,730,194	(1,633,106,985) 1,545,280,651	(1,472,356,827) 1,525,606,469
運営費繰入	(772,928,492) 772,949,138	(992,471,657) 966,957,676	(1,127,822,741) 1,083,560,026	(1,358,945,679) 1,391,103,722	(1,442,434,296) 1,468,832,510	(1,455,139,023) 1,487,307,112	(1,461,742,335) 1,490,397,075	(1,414,404,589) 1,462,097,440	(1,398,774,791) 1,451,868,738
施設費繰入	153,309,929 153,370,167	104,397,011 104,730,332	56,973,547 57,239,056	133,721,112 129,248,888	265,888,064 84,872,612	257,868,182 65,720,392	(105,162,407) 82,333,119	(218,702,396) 83,183,211	(73,582,036) 73,737,731
TA				806,850	3,635,280	3,828,990	4,069,890	4,108,500	4,413,795
RA					1,521,311	1,760,000	1,877,480	1,877,480	1,843,344
借入金	48,600,000	29,000,000	52,900,000	86,000,000	79,100,000	66,500,000	66,400,000	66,200,000	55,300,000

※上段()書きは補正後予算額

施設費予算額の推移

(単位:千円)

区分	昭和54年	昭和59年	平成元年	平成6年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
施設費	(207,126,489) 207,186,727	(166,032,710) 166,366,031	(144,202,547) 144,468,056	(222,128,138) 217,655,914	(346,888,064) 165,872,612	(331,368,182) 139,220,392	(558,869,618) 155,840,318	(319,743,745) 184,224,560	(177,107,082) 177,262,777
施設整備費	(206,604,872) 206,664,702	(159,316,014) 159,648,684	(141,623,210) 141,888,457	(200,041,148) 195,566,707	(343,270,044) 164,050,199	(330,591,392) 138,442,197	(177,909,291) 155,077,418	(310,795,998) 175,971,753	(152,370,954) 152,515,548
沖縄国立高等専門学校施設整備費	-	-	-	-	-	-	(0)	(3,515,599) 2,820,000	(6,724,910) 6,734,981
特別施設整備費	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(20,381,993) 20,381,993	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(4,623,555) 4,623,555	(17,351,014) 17,351,014
船舶建造費	(521,617) 522,025	(1,799,696) 1,800,347	(2,579,337) 2,579,599	(1,704,997) 1,707,214	(3,618,020) 1,822,413	(776,790) 778,195	(760,315) 762,900	(808,593) 809,252	(660,204) 661,234
改革推進公共投資施設整備費							(380,200,012) 0		
庁舎等特別取得費		(4,917,000) 4,917,000							

※上段()書きは補正後予算額

我が国の大学院制度の変遷

年	大 学 院 制 度	大学院の量的整備	
		研究科数	在 学 者 数
明治19年	<p>帝国大学令</p> <p>大学院の目的 「……大学院ハ學術技能ヲ鑄造シテ……」</p>	明治19年	23人
大正7年	<p>大学令</p> <p>大学院の概念 「学部ニハ研究科ヲ置クベシ、數個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ……大学院ヲ設クルコトヲ得」</p>		
昭和22年	<p>学校教育法の制定</p> <p>大学院の概念 従来の研究科の集合体としての大学院という概念に代えて、教育研究組織としての課程制大学院という概念を導入</p>	昭和30年 174研究科	10,174人
昭和49年	<p>①大学院設置基準の制定</p> <p>従来の大学基準協会による大学院基準に代わるものとして、初めて法令で課程の設置と区分、修士課程及び博士課程の目的、修業年限等を制度化</p> <p>②学位規則の改正</p> <p>大学院の課程を修了した者に学位を授与することとするよう、課程の修了と学位の関係を明確化</p>	昭和50年 551研究科	48,464人
昭和51年	<p>学校教育法の一部改正</p> <p>①大学院大学の制度化 ②大学院の入学資格に修士課程修了者を追加 →博士後期課程のみの独立研究科、独立専攻の設置を想定し独立研究科、独立専攻に関わる法令を整備</p>		
昭和60年	<p>従数学部を基礎とした学際的・総合的な大学院（いわゆる総合大学院）を設置（固有の教官定員と固有の施設を指す）</p>		
昭和62年	<p>国公私立大学の大学院の設備整備を対象とした大学院最先端設備費を導入（はじめて固有の設備を整備）</p>		
平成元年	<p>大学院設置基準の一部改正</p> <p>博士課程の目的 「研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」</p> <p>↓</p> <p>「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」</p>	平成元年 809研究科	85,263人
平成3年		平成3年 872研究科	98,660人
平成11年	<p>学校教育法の一部改正</p> <p>研究科を学部と同等の基本的な組織として法令上明確化</p> <p>大学院設置基準の一部改正</p> <p>専門大学院の制度化（修士課程の一部専攻） 「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的として、特に必要と認められる専攻分野について教育を行う修士課程」</p>	平成11年 1,194研究科	191,125人
平成12年		平成12年 1,231研究科	205,311人
平成14年	<p>学校教育法の一部改正</p> <p>大学院の目的 「學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培ひ、文化の進展に寄与」</p> <p>↓</p> <p>専門職大学院の制度化</p>	平成15年 1,377研究科 専門職大学院 10研究科	230,844人 646人
平成17年		平成17年 1,483研究科 専門職大学院 117研究科	239,460人 15,023人

大学院の目的・役割に関する答申

○ 大学院制度の弾力化について(昭和63年大学審議会)

大学院は、あらゆる学問分野にわたり、基礎研究の推進を通じて学術研究の基礎を培うとともに、研究者の養成及び高度の専門的能力を有する人材の養成という役割を担うものであり、大学における教育研究の高度化はもとより、将来にわたって、我が国の学術研究水準の向上や社会・経済・文化の発展を図る上で、極めて重要な使命を担っている。

○ 大学院の整備充実について(平成3年大学審議会)

大学院は、基礎研究の中心として学術研究を推進するとともに、研究者の養成及び高度の専門的能力を有する人材の養成という機能を担うものである。大学院が担うこれらの役割は、近年における学術研究の進展や急速な技術革新、社会経済の高度化・複雑化、国際化、情報化等の変化に伴い、次のように重要性を増しつつある。

- (1) 学術研究の推進と国際的貢献
- (2) 優れた研究者の養成
- (3) 高度な専門的知識・能力を持つ職業人の養成と再教育
- (4) 国際化の進展への対応

○ 大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ (平成8年大学審議会)

今社会が必要としているものは、細分化された個々の領域における研究と、それらを統合・再編成した総合的な学問とのバランスのとれた発展であり、学術研究の著しい進展や社会経済の変化に対応できる、幅の広い視野と総合的な判断力を備えた人材の養成である。大学院は、これらの課題にこたえていく上で、中心的な役割を担わなければならない。このような観点から、今大学院に求められるのは、以下の三点である。

- (1) 学術研究の高度化と優れた研究者養成機能の強化
- (2) 高度専門職業人の養成機能・社会人の再教育機能の強化
- (3) 教育研究を通じた国際貢献

○ 21世紀の大学院と今後の改革方策について(平成10年大学審議会)

大学院は基礎研究を中心として学術研究を推進するとともに、研究者の養成及び高度の専門的能力を有する人材の養成という役割を担うものである。一層変化が激しく複雑化していく21世紀の社会を迎えるに当たり、これからの大学院に特に求められることは、①学術研究の高度化と優れた研究者の養成機能の強化、②高度専門職業人の養成機能、社会人の再学習機能の強化、③教育研究を通じた国際貢献の3点であり、・・・。

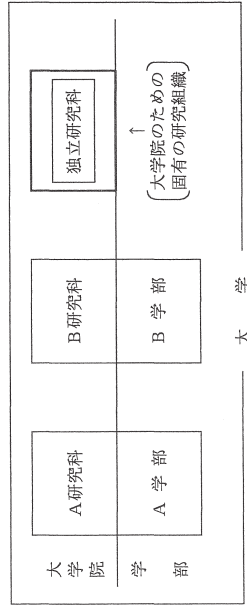
大学院は、それぞれの課程の目的・役割を明確化していくことが課題となっており、とりわけ修士課程にあつては、研究者養成の一段階又は高度専門職業人の養成などその役割の方向性を明らかにし、それに即して、学部段階で培われた専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力に立ち、専門性を一層向上させていくことが重要である。また、博士課程にあつては、基礎的・先駆的な学術研究の推進、世界的な学術研究の拠点、優れた研究者の養成などの中核的機関としての基本的な役割が極めて重要である。

大学院の組織編制の多様化

独立研究科

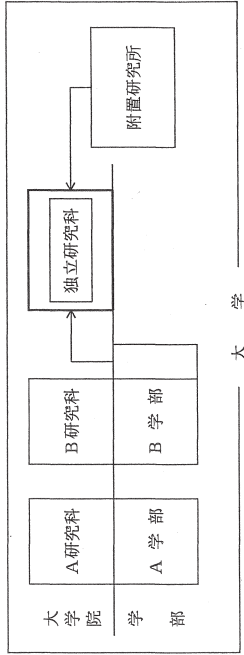
類型 1 (主として大学院担当を本務とする教員によって組織される場合)

(例: 一橋大学言語社会研究科)



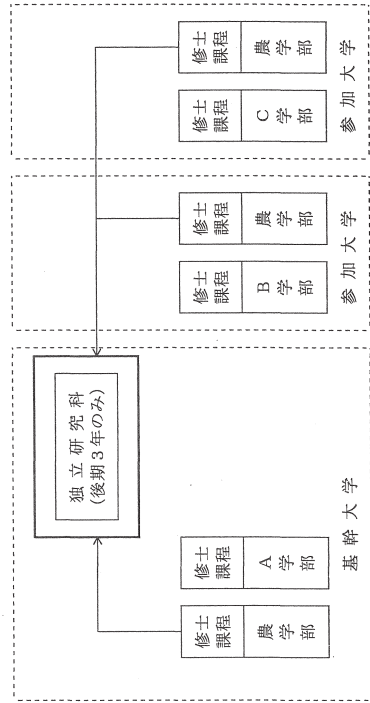
類型 3 (主として大学の附置研究所その他の教育研究施設を基礎とする場合)

(例: 東京工業大学総合理工学研究科)



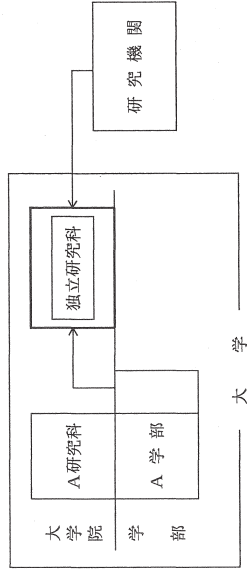
類型 2 (主として教員の大学の学部または修士課程を基礎とする場合)

(例: 東京農工大学連合農学研究科)



類型 4 (大学以外の研究機関が参加する場合)

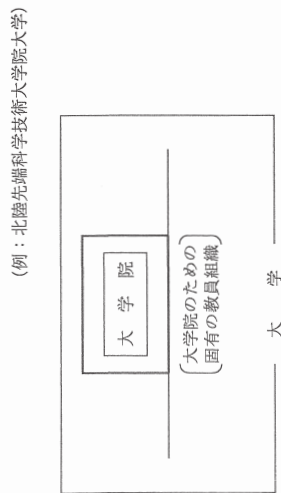
(例: 電気通信大学情報システム学研究科)



(注) 類型 2, 3, 4 においても, 大学院のための固有の教員組織を設ける場合もある

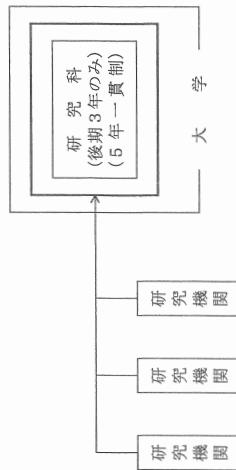
独立大学院

類型A (大学院担当を本務とする教員によって組織される場合)



類型B (主として研究機関等を基礎とする場合)

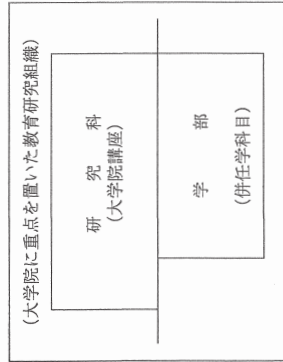
(例：総合研究大学院大学)



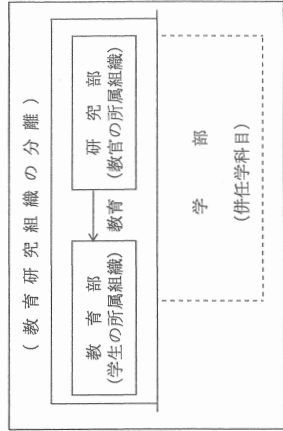
(注) 類型Bにおいても、大学院のための固有の教員組織を設ける場合もある。

大学院講座化

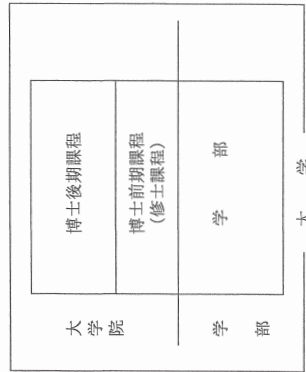
(例：東京大学法学政治学研究所)



研究科以外の基本組織



一般的な大学院の整備



大学院の課程の目的等の主な変遷

		課程の目的等			
		大学院	修士課程	博士課程	専門職学位課程
昭和22年	学校教育法の制定	大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。			
昭和24年	大学院基準の制定 (大学基準協会決定)		[課程の目的] 修士の学位を与える課程は、学部に於ける一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って、精深な学識と研究能力とを養うことを目的とする。	[課程の目的] 博士の学位を与える課程は、独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とする。	
昭和28年	学位規則の制定				
昭和30年	大学院基準の改正				
昭和34年	医学に関する大学院基準の制定 歯学に関する大学院基準の制定 (大学基準協会決定)				
昭和49年	大学院設置基準の制定		研究能力に加え、「高度の専門職業等に必要高度な能力」を追加	課程の目的を「研究者として自立しうる研究能力」とした	
			[課程の目的] 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うことを目的とする。	[課程の目的] 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。	
平成元年	大学院設置基準の改正			「社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力」を追加	
				[課程の目的] 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。	
平成15年	学校教育法改正 大学院設置基準の改正 専門職大学院設置基準の制定	①大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ②大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	専門職学位課程の創設に伴い、修士課程の目的を整理 [課程の目的] 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。	[課程の目的] 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。	

我が国の学位制度の主な変遷

年	学位制度				備考
	学位の種類	博士の種類等	授与要件等	授与権者	
明治20年	学位令の制定	博士、大博士	法学、医学、工学、文学、理学	[授与要件] ・博士の学位は、大学院に入り定期の試験を経た者に授与するほか、これと同等以上の学力のある者に帝国大学評議会の議を経て授与 ・大博士の学位は、博士会に付して学問上特に功績があると認められた者に閣議を経て授与	文部大臣
明治31年	学位令の改正	大博士の廃止			
大正9年	学位令の改正	博士	文部大臣の認可を経て大学が定める規定の9種類のほか、経済学、経営学、商学、政治学、神学を加える	[授与要件] ①研究科において2年以上研究に従事し、論文を提出し、学部教員会の審査に合格した者 ②論文を提出し、学部教員会において前記の者と同等以上の学力ありと認められた者 [論文公表] ・学位を授与された者は、当該論文を印刷公表	文部大臣の認可を経て大学が授与
(昭和22年)	学校教育法制定				
昭和28年	学位規則の制定	博士、修士	博士の種類は、別に定める ※修士の種類は、文学修士等18種類とする	[授与要件] ・博士の学位は、大学院に4年以上在学して所定の単位を修得し、かつ博士論文の審査及び試験に合格した者、又は博士論文の審査及び試験に合格し、かつ前記の者と同等以上の学力ありと確認された者に授与 ・修士の学位は、大学院に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ修士論文の審査及び試験に合格した者に授与 [論文公表] ・博士の学位を授与された者は、その論文を印刷公表 ・学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学名を付記	大学院を置く大学
昭和31年	学位規則の改正		博士の種類は、17種類とする		
(昭和49年)	大学院設置基準制定				
昭和49年	学位規則の改正	博士、修士	学術博士を設けた	[学位の意義] ・博士の学位・・・「独創的研究によって新領域を開拓し、研究指導する能力」⇒「自立して研究活動を行うに必要な高度の能力」 ・修士の学位・・・「高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力」追加 [論文審査の協力] ・他の大学院等の教員に学位論文審査の協力を依頼可能	大学院を置く大学
平成3年	学位規則の改正	博士、修士、学士	学位の種類の廃止	[改正内容] ①学士を学位に位置付け ②学位授与機構の新設 ③修士及び博士の種類を廃止	大学
平成15年	学位規則の改正	博士、修士、学士、専門職学位	※「修士（専門職）」、「法務博士（専門職）」を新たに定めた	[改正内容] ・専門職大学院の課程を修了した者に対して授与する学位（専門職学位課程）として「修士（専門職）」及び「法務博士（専門職）」を新設	大学

博士学位授与数の推移と授与率

区 分	3 年度	14年度	博士授与率の11年前との比較			論文博士の占める割合の推移	
			3年度①	14年度②	②/①	3年度	14年度
人 文	(117) 159	(278) 739	4.7	27.0	5.7	74%	38%
社 会	(133) 200	(226) 751	11.0	33.2	3.0	67%	30%
教 育	(24) 49	(62) 191	16.3	34.6	2.1	49%	32%
理	(306) 892	(236) 1,651	63.1	80.2	1.3	34%	14%
工	(1,111) 2,094	(936) 3,921	78.1	87.7	1.1	53%	24%
農	(485) 870	(358) 1,258	76.7	75.5	1.0	56%	28%
保 健	(3,853) 6,356	(2,717) 6,853	86.1	79.7	0.9	61%	40%
そ の 他	(77) 265	(149) 950	100.0	48.2	0.5	29%	16%
合 計	(6,106) 10,885	(4,962) 16,314	64.5	67.3	1.1	56%	30%

(注)

1. 本表は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき授与した学位（いわゆる新制博士）の授与数を示すものである。
2. () 内は、いわゆる論文博士の数で内数である。
3. その他には、学術を含む。
4. 授与率については、当該年度の学位（課程博士）授与数を3年前（保健は4年前）の入学者数で割った数値。

(参 考)

○修 士

区 分	3 年度	14年度	修士授与率の11年前との比較		
			3年度①	14年度②	②/①
合 計	29,550	68,766	96.2	97.8	1.0

(注)

1. その他には、学術を含む。
2. 授与率については、当該年度の学位授与数を2年前の入学者数で割った数値。

学校基本調査，学位授与状況調査より文部科学省大学振興課作成

大学院規模の国際比較

1. 学部学生に対する大学院学生の比率

区 分		アメリカ合衆国	イギリス	フランス	日 本
学部学生数に対する大学院生比率	1991年 (平成3年)	% 12.4 (15.4)	% 22.6 (37.2)	% 19.3	% 4.8 [6.2]
	2000年 (平成12年)	13.7 (16.4)	17.6 (39.7)	20.5	8.3 [9.4]
学部学生数	1991年 (平成3年)	人 7,221,412 (12,439,287)	人 328,000 (341,000)	人 942,923	人 2,052,335 [2,026,331]
	2000年 (平成12年)	7,922,926 (13,155,393)	922,000 (1,017,700)	1,067,904	2,471,755 [2,447,994]
大学院学生数	1991年 (平成3年)	人 893,917 (1,919,666)	人 74,000 (127,000)	人 181,570	人 98,650 [124,654]
	2000年 (平成12年)	1,086,674 (2,072,275)	162,600 (404,200)	218,660	205,311 [229,072]

(注) アメリカ合衆国：学部学生数は、学士号取得課程在学者数及び非学位取得課程在学者数の合計であり、第1職業専門学位取得課程在学者は大学院学生数に含まれる。

()内はパートタイム学生を含めた数値である。

イギリス：連合王国。学部学生数は、第一学位(学士相当)のみの数値である。

()内はパートタイム学生を含めた数値である。

フランス：国立大学の「学部」(第1・2期課程)及び「大学院」(第3期課程)の在学者。技術短期大学部(2年)の在学者は含まない。

日本：大学院学生数は、修士・博士課程の学生数の合計である。なお、学部学生数には、短期大学、通信制、放送大学在学者は含まれていない。

[]は、医歯獣医学分野の学部学生数(5・6年次のみ)を大学院学生数に含めた際の数値である。

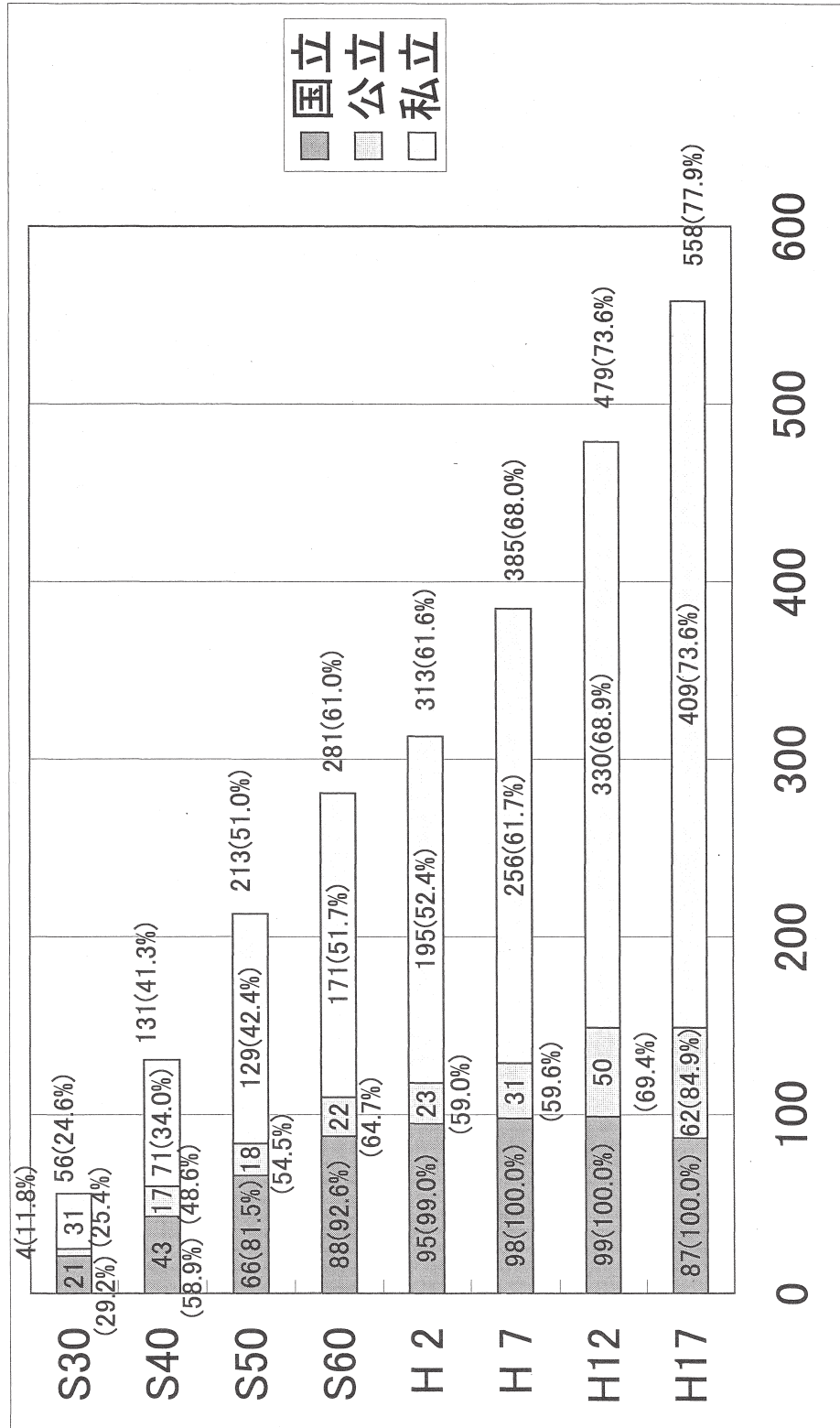
2. 人口千人当たりの大学院学生数

区 分		アメリカ合衆国	イギリス	フランス	日 本
人 口 比	1991年 (平成3年)	人 3.54 (7.61)	人 1.28 (2.20)	人 3.19	人 0.80 [1.00]
	2000年 (平成12年)	3.86 (7.66)	2.72 (6.76)	3.70	1.62 [1.80]
大学院学生数	1991年 (平成3年)	人 893,917 (1,919,666)	人 74,000 (127,000)	人 181,570	人 98,650 [124,654]
	2000年 (平成12年)	1,086,674 (2,156,896)	162,600 (404,200)	218,660	205,311 [229,072]
全 人 口	1991年 (平成3年)	千人 252,177	千人 57,801	千人 56,893	千人 124,043
	2000年 (平成12年)	281,422	59,756	59,035	126,926

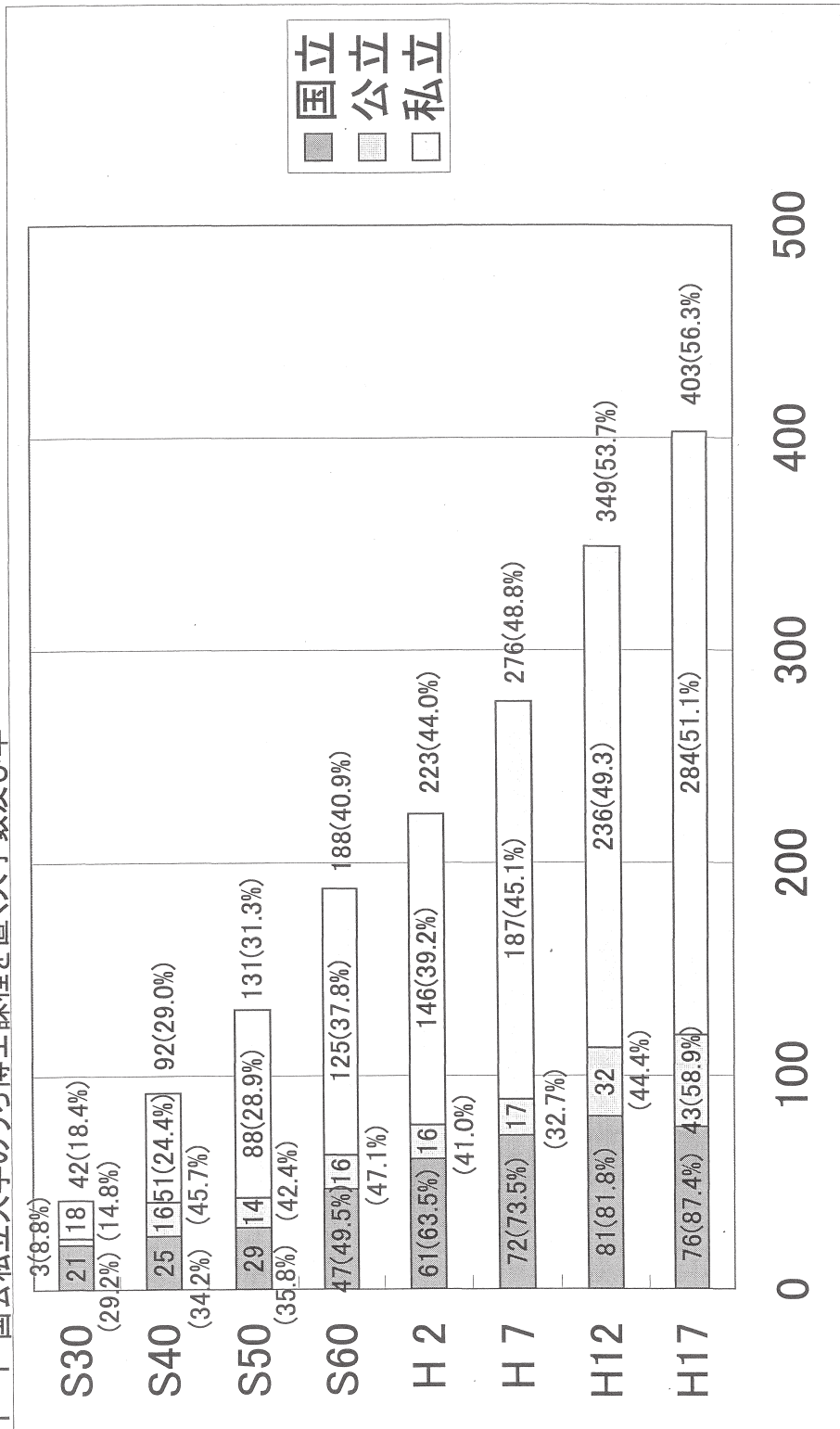
(注) 同上

出典：教育指標の国際比較

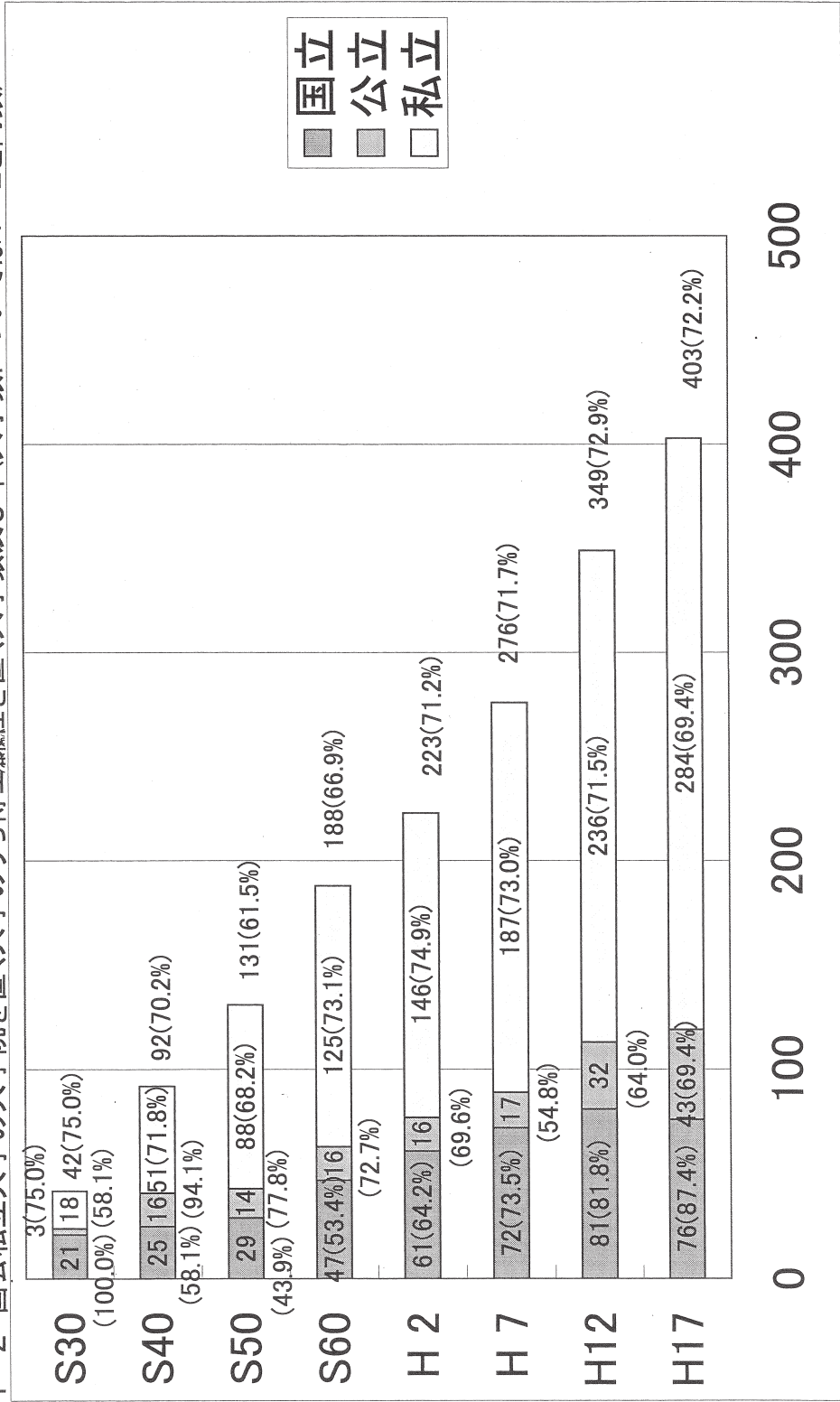
1-1 国公立大学のうち大学院を置く大学数及び率



1-1 国公立大学のうち博士課程を置く大学数及び率



1-2 国公立大学の大学院を置く大学のうち博士課程を置く大学数及び率(大学数については1-2と同数)



2-1 国公立大学大学院の分野別(人・理・農・保健・その他)入学定員及び割合の推移

A. 修士課程

	人 社 系	理 工 農 系	保 健 系	そ の 他	合 計 (国 公 私)	
S31	国立	1,043 (34.3%)	1,839 (60.5%)	50 (1.6%)	110 (3.6%)	3,042
	公立	170 (52.0%)	135 (41.3%)	12 (3.7%)	10 (3.1%)	327
	私立	3,366 (89.8%)	362 (9.7%)	0 (0.0%)	20 (0.5%)	3,748
	合計(分野毎)	4,579 (64.3%)	2,336 (32.8%)	62 (0.9%)	140 (2.0%)	7,117
S40	国立	1,030 (17.5%)	4,339 (73.6%)	223 (3.8%)	300 (5.1%)	5,892
	公立	213 (34.9%)	342 (56.0%)	36 (5.9%)	20 (3.3%)	611
	私立	4,032 (80.6%)	791 (15.8%)	51 (1.0%)	128 (2.6%)	5,002
	合計(分野毎)	5,275 (45.8%)	5,472 (47.6%)	310 (2.7%)	448 (3.9%)	11,505
S50	国立	2,352 (18.8%)	9,032 (72.2%)	363 (2.9%)	767 (6.1%)	12,514
	公立	314 (31.8%)	516 (52.3%)	80 (8.1%)	76 (7.7%)	986
	私立	5,844 (63.4%)	2,784 (30.2%)	217 (2.4%)	368 (4.0%)	9,213
	合計(分野毎)	8,510 (37.5%)	12,332 (54.3%)	660 (3.2%)	1,211 (5.3%)	22,713
S60	国立	2,738 (15.4%)	11,755 (66.0%)	461 (2.6%)	2,864 (16.1%)	17,818
	公立	359 (31.6%)	540 (47.6%)	80 (7.0%)	156 (13.7%)	1,135
	私立	6,445 (55.6%)	4,128 (35.6%)	487 (4.2%)	542 (4.7%)	11,602
	合計(分野毎)	9,542 (31.2%)	16,423 (53.7%)	1,028 (3.4%)	3,562 (11.7%)	30,555
H 2	国立	2,923 (15.8%)	11,646 (62.9%)	481 (2.6%)	3,456 (18.7%)	18,506
	公立	381 (31.0%)	560 (45.5%)	99 (8.0%)	190 (15.4%)	1,230
	私立	6,949 (54.4%)	4,546 (35.6%)	565 (4.4%)	703 (5.5%)	12,763
	合計(分野毎)	10,253 (31.5%)	16,752 (51.5%)	1,145 (3.5%)	4,349 (13.4%)	32,499
H 7	国立	3,549 (14.1%)	15,426 (61.3%)	652 (2.6%)	5,537 (22.0%)	25,164
	公立	519 (31.8%)	731 (44.7%)	109 (6.7%)	275 (16.8%)	1,634
	私立	9,053 (48.8%)	7,638 (41.1%)	757 (4.1%)	1,122 (6.0%)	18,570
	合計(分野毎)	13,121 (28.9%)	23,795 (52.4%)	1,518 (3.3%)	6,934 (15.3%)	45,368
H12	国立	5,260 (15.4%)	19,003 (55.5%)	1,231 (3.6%)	8,746 (25.5%)	34,240
	公立	794 (27.7%)	1,312 (45.7%)	305 (10.6%)	460 (16.0%)	2,871
	私立	12,204 (49.0%)	9,497 (38.1%)	1,341 (5.4%)	1,856 (7.5%)	24,898
	合計(分野毎)	18,258 (29.4%)	29,812 (48.1%)	2,877 (4.6%)	11,062 (17.8%)	62,009
H17	国立	4,870 (12.7%)	21,078 (54.8%)	2,462 (6.4%)	10,052 (26.1%)	38,462
	公立	1,056 (24.8%)	1,904 (44.6%)	560 (13.1%)	745 (17.5%)	4,265
	私立	15,579 (48.4%)	12,123 (37.6%)	1,759 (5.5%)	2,754 (8.5%)	32,215
	合計(分野毎)	21,505 (28.7%)	35,105 (46.8%)	4,781 (6.4%)	13,551 (18.1%)	74,942

(注1) 「その他」には、商船、家政、教育、芸術及びその他が含まれている。

(注2) 昭和30年度は大学院の入学定員に関する統計がないため、昭和31年度の数値を掲載している。

2-1 国公立大学大学院の分野別(人・社・理工農・保健・その他)入学定員及び割合の推移
B. 博士課程

	人 社 系	理 工 農 系	保 健 系	そ の 他	合 計 (国 公 私)
国立	522 (22.7%)	900 (39.1%)	829 (36.0%)	53 (2.3%)	2,304
公立	48 (40.3%)	46 (38.7%)	25 (21.0%)	0 (0.0%)	119
私立	397 (59.3%)	55 (8.2%)	217 (32.4%)	0 (0.0%)	669
合計(分野毎)	967 (31.3%)	1,001 (32.4%)	1,071 (34.6%)	53 (1.7%)	3,092
国立	516 (18.0%)	1,274 (44.3%)	1,018 (35.4%)	66 (2.3%)	2,874
公立	90 (16.1%)	119 (21.3%)	350 (62.6%)	0 (0.0%)	559
私立	663 (47.9%)	188 (13.6%)	516 (37.3%)	18 (1.3%)	1,385
合計(分野毎)	1,269 (26.3%)	1,581 (32.8%)	1,884 (39.1%)	84 (1.7%)	4,818
国立	838 (15.6%)	2,405 (44.8%)	2,005 (37.3%)	123 (2.3%)	5,371
公立	121 (18.1%)	196 (29.3%)	332 (49.6%)	21 (3.1%)	670
私立	1,130 (40.0%)	788 (27.9%)	886 (31.3%)	23 (0.8%)	2,827
合計(分野毎)	2,089 (23.6%)	3,389 (38.2%)	3,223 (36.3%)	167 (1.9%)	8,868
国立	876 (13.7%)	2,678 (41.9%)	2,610 (40.8%)	235 (3.7%)	6,399
公立	122 (17.7%)	210 (30.4%)	338 (48.9%)	21 (3.0%)	691
私立	1,682 (36.4%)	991 (21.4%)	1,916 (41.4%)	37 (0.8%)	4,626
合計(分野毎)	2,680 (22.9%)	3,879 (33.1%)	4,864 (41.5%)	293 (2.5%)	11,716
国立	899 (12.7%)	2,940 (41.4%)	2,781 (39.2%)	483 (6.8%)	7,103
公立	122 (17.7%)	210 (30.4%)	338 (48.9%)	21 (3.0%)	691
私立	1,755 (35.9%)	1,089 (22.3%)	1,987 (40.7%)	56 (1.1%)	4,887
合計(分野毎)	2,776 (21.9%)	4,239 (33.4%)	5,106 (40.3%)	560 (4.4%)	12,681
国立	1,150 (12.5%)	4,293 (46.7%)	2,970 (32.3%)	770 (8.4%)	9,183
公立	141 (19.0%)	225 (30.3%)	338 (45.6%)	38 (5.1%)	742
私立	2,105 (37.3%)	1,402 (24.8%)	2,014 (35.7%)	126 (2.2%)	5,647
合計(分野毎)	3,396 (21.8%)	5,920 (38.0%)	5,322 (34.2%)	934 (6.0%)	15,572
国立	1,782 (14.5%)	5,519 (44.8%)	3,613 (29.3%)	1,407 (11.4%)	12,321
公立	209 (19.0%)	411 (37.3%)	399 (36.2%)	82 (7.4%)	1,101
私立	2,682 (40.3%)	1,707 (25.6%)	2,028 (30.5%)	238 (3.6%)	6,655
合計(分野毎)	4,673 (23.3%)	7,637 (38.0%)	6,040 (30.1%)	1,727 (8.6%)	20,077
国立	1,838 (13.6%)	6,051 (44.8%)	4,069 (30.2%)	1,537 (11.4%)	13,495
公立	266 (18.3%)	511 (35.1%)	520 (35.8%)	157 (10.8%)	1,454
私立	3,173 (41.6%)	1,981 (26.0%)	2,090 (27.4%)	389 (5.1%)	7,633
合計(分野毎)	5,277 (23.4%)	8,543 (37.8%)	6,679 (29.6%)	2,083 (9.2%)	22,582

(注1) 「その他」には、商船、家政、教育、芸術及びその他が含まれている。
(注2) 昭和30年度は大学院の入学定員に関する統計がないため、昭和31年度の数値を掲載している。

2-2 国公立大学大学院の分野別(人・社・理工・農・保健・その他)在学者数及び割合の推移
A. 修士課程

	人・社系	理工農系	保健系	その他	合計(国公私)	
S35	国立	1,297 (35.7%)	2,073 (57.0%)	97 (2.7%)	167 (4.6%)	3,634
	公立	197 (53.8%)	143 (39.1%)	12 (3.3%)	14 (3.8%)	366
	私立	3,856 (89.6%)	385 (8.9%)	0 (0.0%)	64 (1.5%)	4,305
	合計(分野毎)	5,350 (64.4%)	2,601 (31.3%)	109 (1.3%)	245 (3.0%)	8,305
S40	国立	1,508 (16.0%)	6,809 (72.3%)	422 (4.5%)	674 (7.2%)	9,413
	公立	245 (27.2%)	568 (63.1%)	67 (7.4%)	20 (2.2%)	900
	私立	4,790 (73.3%)	1,480 (22.7%)	41 (0.6%)	220 (3.4%)	6,531
	合計(分野毎)	6,543 (38.8%)	8,857 (52.6%)	530 (3.1%)	914 (5.4%)	16,844
S50	国立	2,334 (12.4%)	14,323 (76.0%)	648 (3.4%)	1,529 (8.1%)	18,834
	公立	332 (24.5%)	764 (56.3%)	108 (8.0%)	153 (11.3%)	1,357
	私立	7,905 (59.1%)	4,344 (32.5%)	262 (2.0%)	858 (6.4%)	13,369
	合計(分野毎)	10,571 (31.5%)	19,431 (57.9%)	1,018 (3.0%)	2,540 (7.6%)	33,560
S60	国立	2,860 (9.5%)	21,651 (71.6%)	1,085 (3.6%)	4,653 (15.4%)	30,249
	公立	364 (20.6%)	978 (55.3%)	164 (9.3%)	261 (14.8%)	1,767
	私立	6,794 (42.1%)	7,530 (46.7%)	804 (5.0%)	1,003 (6.2%)	16,131
	合計(分野毎)	10,018 (20.8%)	30,159 (62.6%)	2,053 (4.3%)	5,917 (12.3%)	48,147
H 2	国立	3,831 (9.7%)	28,099 (71.2%)	1,310 (3.3%)	6,244 (15.8%)	39,484
	公立	480 (20.1%)	1,320 (55.2%)	259 (10.8%)	333 (13.9%)	2,392
	私立	8,064 (40.3%)	9,510 (47.5%)	1,141 (5.7%)	1,293 (6.5%)	20,008
	合計(分野毎)	12,375 (20.0%)	38,929 (62.9%)	2,710 (4.4%)	7,870 (12.7%)	61,884
H 7	国立	7,338 (11.0%)	45,898 (68.6%)	1,972 (2.9%)	11,743 (17.5%)	66,951
	公立	1,047 (24.2%)	2,258 (52.1%)	375 (8.7%)	653 (15.1%)	4,333
	私立	14,483 (37.8%)	17,978 (46.9%)	1,894 (4.9%)	4,010 (10.5%)	38,365
	合計(分野毎)	22,868 (20.9%)	66,134 (60.3%)	4,241 (3.9%)	16,406 (15.0%)	109,649
H12	国立	10,694 (12.7%)	54,212 (64.4%)	3,142 (3.7%)	16,081 (19.1%)	84,129
	公立	1,331 (20.5%)	3,390 (52.2%)	624 (9.6%)	1,147 (17.7%)	6,492
	私立	21,666 (41.5%)	22,089 (42.3%)	2,726 (5.2%)	5,747 (11.0%)	52,208
	合計(分野毎)	33,691 (23.6%)	79,671 (55.8%)	6,492 (4.5%)	22,975 (16.1%)	142,829
H17	国立	-	-	-	-	-
	公立	-	-	-	-	-
	私立	-	-	-	-	-
	合計(分野毎)	34,038 (20.7%)	88,008 (53.5%)	11,326 (6.9%)	31,178 (18.9%)	164,550

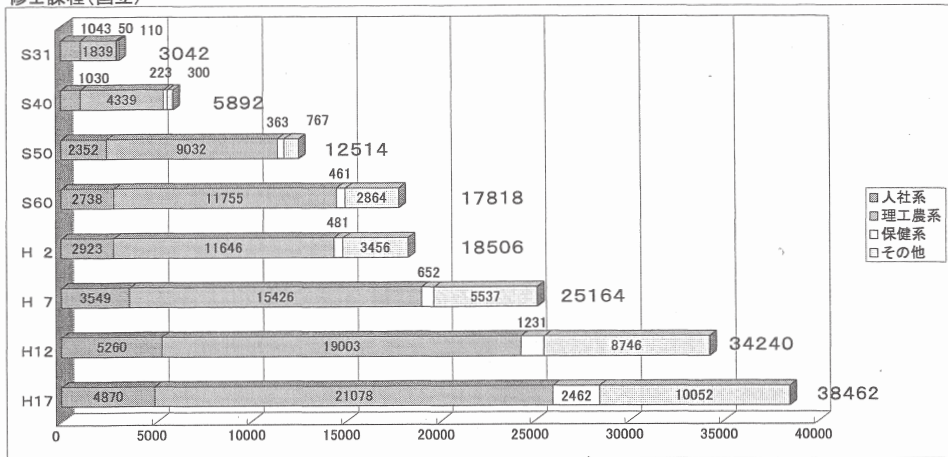
(注1) 「その他」には、商船、家政、教育、芸術及びその他が含まれている。
(注2) 学校基本調査速報(平成17年度)には、国公立別集計がないため、全体の数値のみ掲載している。
(注3) 昭和30年度には国公立別研究科分野別在学生数統計がないため、昭和35年度を開始年度としている。

2-2 国公立大学大学院の分野別(人・社・理工農・保健・その他)在学者数及び割合の推移
A. 博士課程

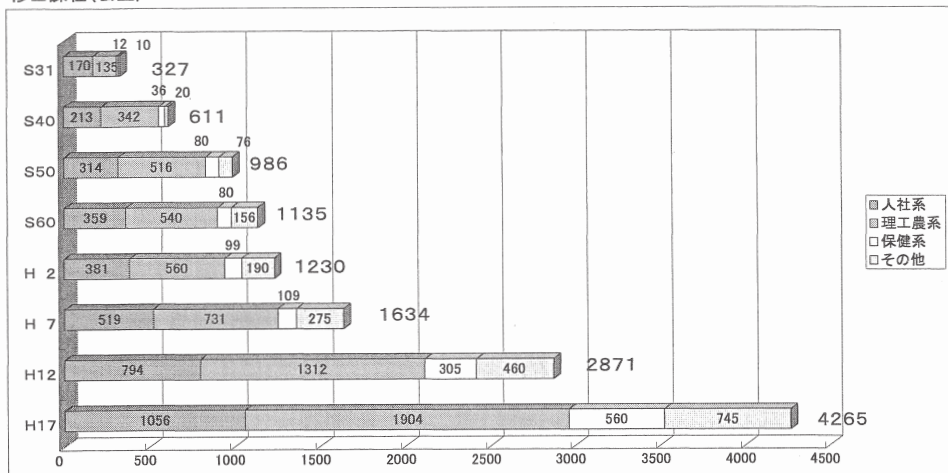
	人・社系	理工農系	保健系	その他	合計(国公私)	
S35	国立	1,026 (19.4%)	1,500 (28.3%)	2,644 (49.9%)	124 (2.3%)	5,294
	公立	75 (1.5%)	81 (1.6%)	329 (6.7%)	0 (0.0%)	485
	私立	895 (54.2%)	57 (3.5%)	698 (42.3%)	0 (0.0%)	1,650
	合計(分野毎)	1,996 (26.9%)	1,638 (22.0%)	3,671 (49.4%)	124 (1.7%)	7,429
S40	国立	970 (13.1%)	2,494 (33.7%)	3,718 (50.3%)	214 (2.9%)	7,396
	公立	88 (7.1%)	136 (10.9%)	1,022 (82.0%)	0 (0.0%)	1,246
	私立	1,353 (30.8%)	321 (7.3%)	1,361 (31.0%)	1,361 (31.0%)	4,396
	合計(分野毎)	2,411 (18.5%)	2,951 (22.6%)	6,101 (46.8%)	1,575 (12.1%)	13,038
S50	国立	1,760 (19.8%)	4,716 (53.0%)	1,994 (22.4%)	431 (4.8%)	8,901
	公立	284 (29.4%)	321 (33.2%)	341 (35.3%)	20 (2.1%)	966
	私立	2,619 (52.0%)	848 (16.8%)	1,460 (29.0%)	110 (2.2%)	5,037
	合計(分野毎)	4,663 (31.3%)	5,885 (39.5%)	3,795 (25.5%)	561 (3.8%)	14,904
S60	国立	2,315 (18.1%)	4,944 (38.6%)	4,854 (37.9%)	687 (5.4%)	12,800
	公立	280 (22.6%)	266 (21.5%)	647 (52.2%)	46 (3.7%)	1,239
	私立	3,069 (40.9%)	761 (10.1%)	3,561 (47.5%)	111 (1.5%)	7,502
	合計(分野毎)	5,664 (26.3%)	5,971 (27.7%)	9,062 (42.1%)	844 (3.9%)	21,541
H 2	国立	2,681 (14.6%)	7,836 (42.6%)	6,904 (37.5%)	980 (5.3%)	18,401
	公立	345 (23.0%)	269 (18.0%)	836 (55.8%)	48 (3.2%)	1,498
	私立	3,222 (38.1%)	1,019 (12.1%)	4,054 (47.9%)	160 (1.9%)	8,455
	合計(分野毎)	6,248 (22.0%)	9,124 (32.2%)	11,794 (41.6%)	1,188 (4.2%)	28,354
H 7	国立	3,720 (12.1%)	14,831 (48.2%)	9,920 (32.3%)	2,282 (7.4%)	30,753
	公立	451 (20.3%)	644 (29.0%)	1,068 (48.1%)	59 (2.7%)	2,222
	私立	4,231 (39.2%)	1,837 (17.0%)	4,323 (40.0%)	408 (3.8%)	10,799
	合計(分野毎)	8,402 (19.2%)	17,312 (39.5%)	15,311 (35.0%)	2,749 (6.3%)	43,774
H12	国立	5,973 (13.4%)	19,113 (43.0%)	13,957 (31.4%)	5,452 (12.3%)	44,495
	公立	708 (21.9%)	1,032 (32.0%)	1,288 (39.9%)	198 (6.1%)	3,226
	私立	6,385 (43.3%)	2,287 (15.5%)	4,806 (32.6%)	1,282 (8.7%)	14,760
	合計(分野毎)	13,066 (20.9%)	22,432 (35.9%)	20,051 (32.1%)	6,932 (11.1%)	62,481
H17	国立	-	-	-	-	-
	公立	-	-	-	-	-
	私立	-	-	-	-	-
	合計(分野毎)	34,038 (20.7%)	88,008 (53.5%)	11,326 (6.9%)	31,178 (18.9%)	164,550

(注1) 「その他」には、商船、家政、教育、芸術及びその他が含まれている。
(注2) 学校基本調査速報(平成17年度)には、国公立別集計がないため、全体の数値のみ掲載している。
(注3) 昭和30年度には国公立別研究科分野別学生数統計がないため、昭和35年度を開始年度としている。

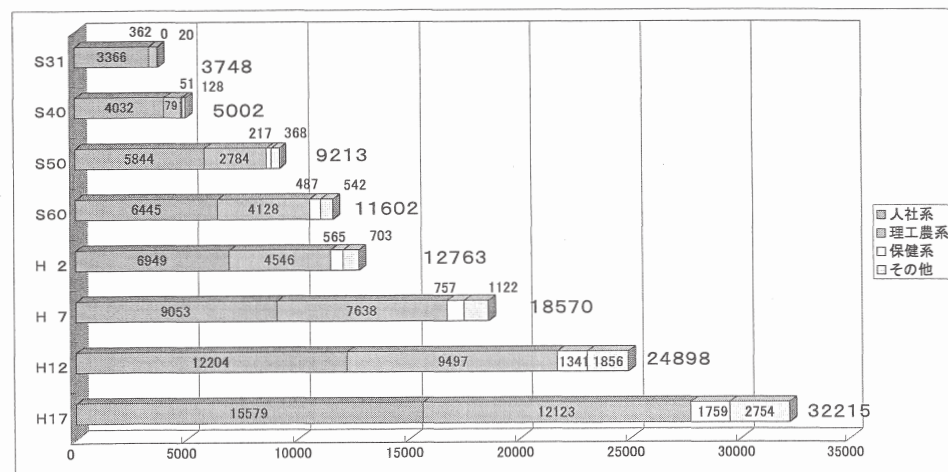
2-1 国公立大学大学院の分野別(人社・理工農・保・その他)入学定員の推移
修士課程(国立)



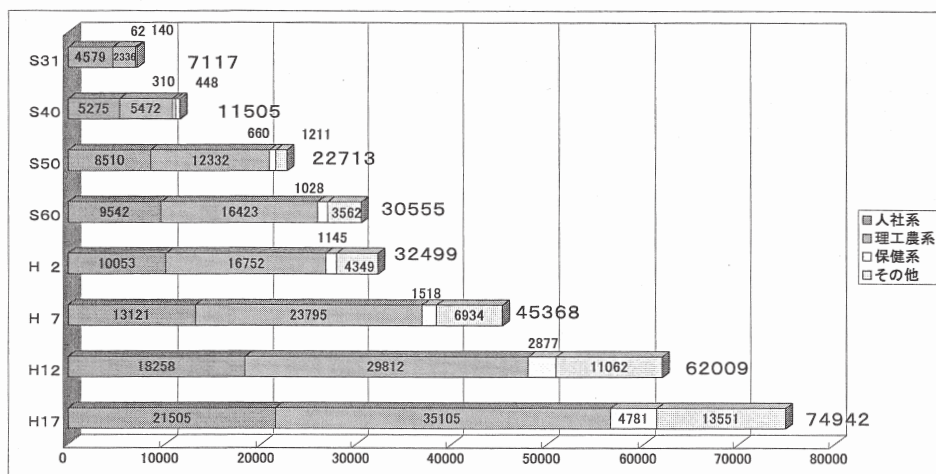
修士課程(公立)



修士課程(私立)



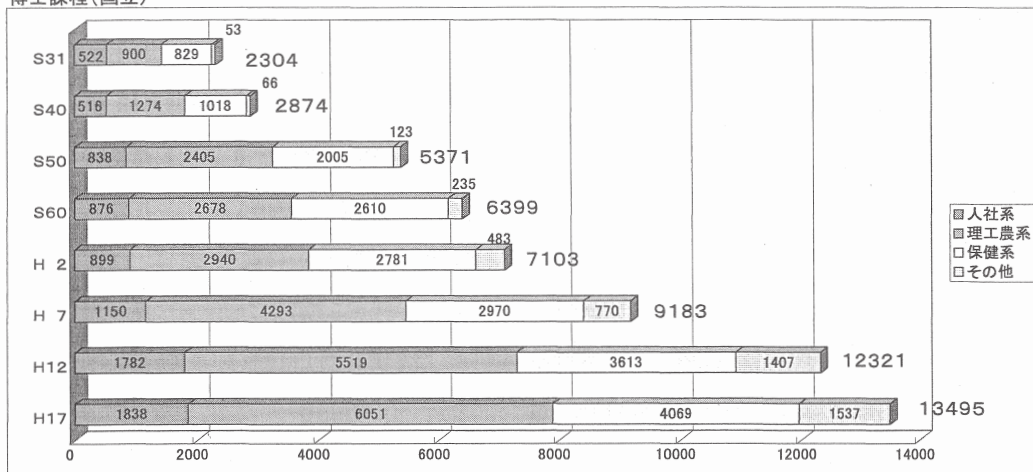
修士課程(全体)



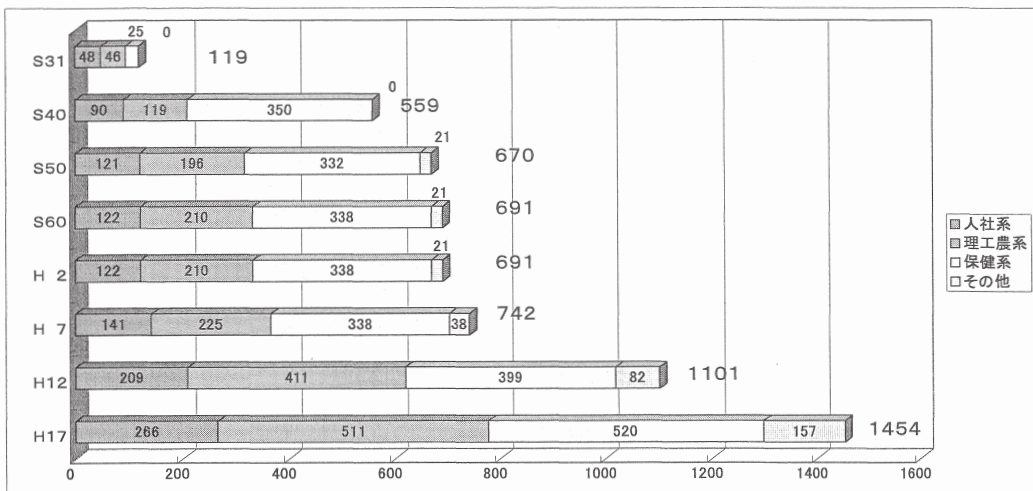
(注1) 「その他」には、商船、家政、教育、芸術及びその他が含まれている。

(注2) 昭和30年度は大学院の入学定員に関する統計がないため、昭和31年度の数値を掲載している。

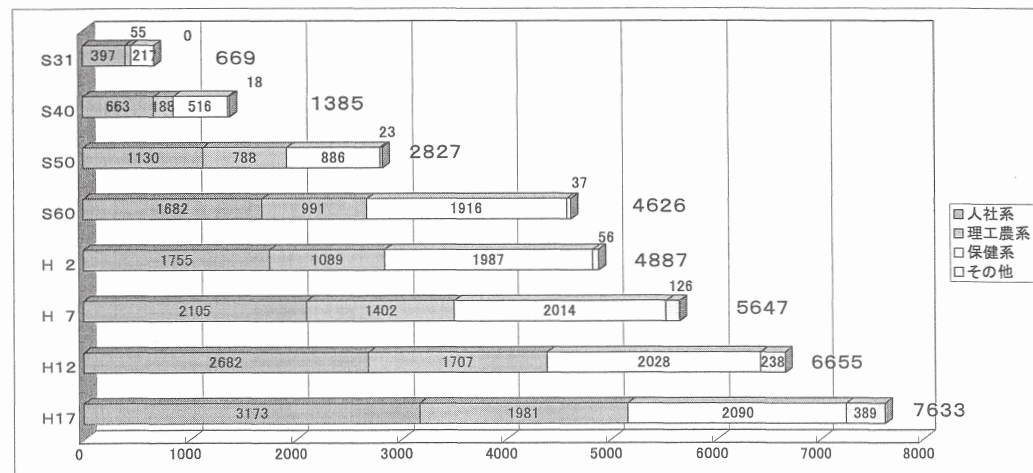
2-1 国公立大学大学院の分野別(人社・理工農・保・その他)入学定員の推移
博士課程(国立)



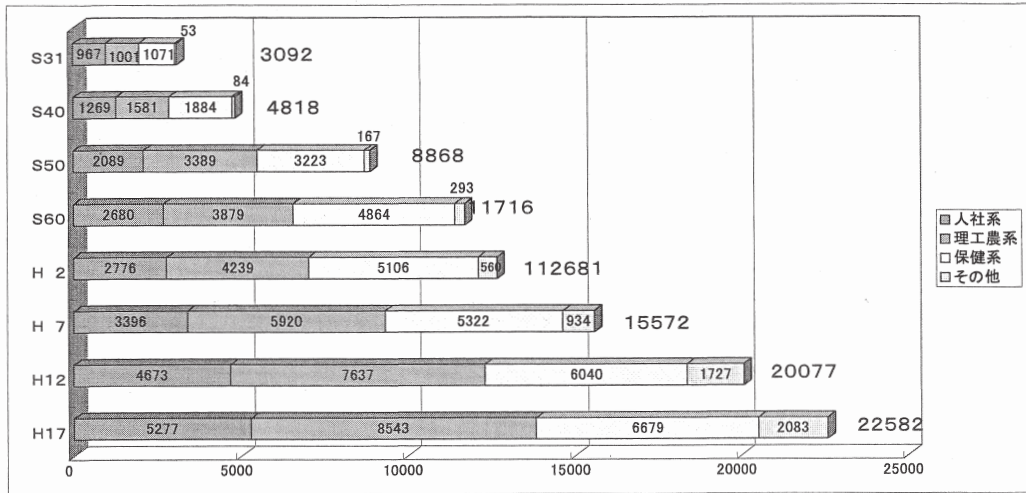
博士課程(公立)



博士課程(私立)



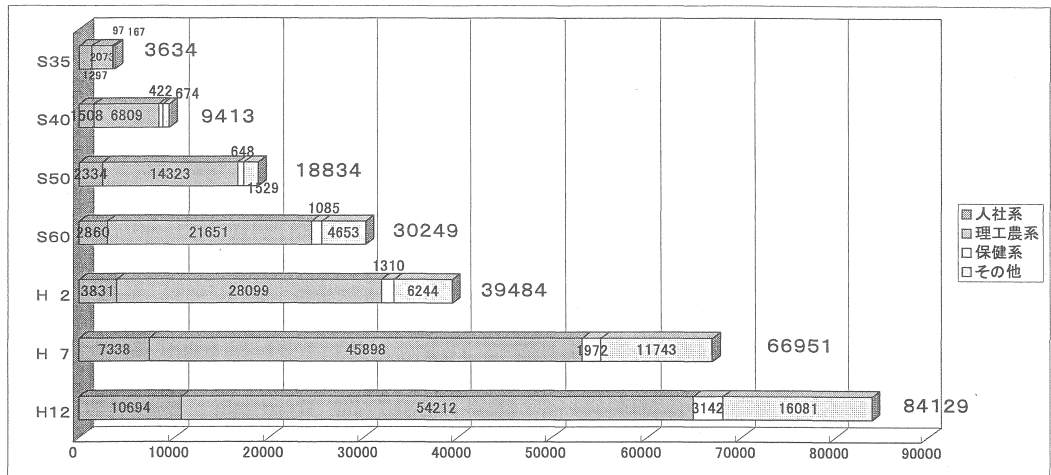
博士課程(全体)



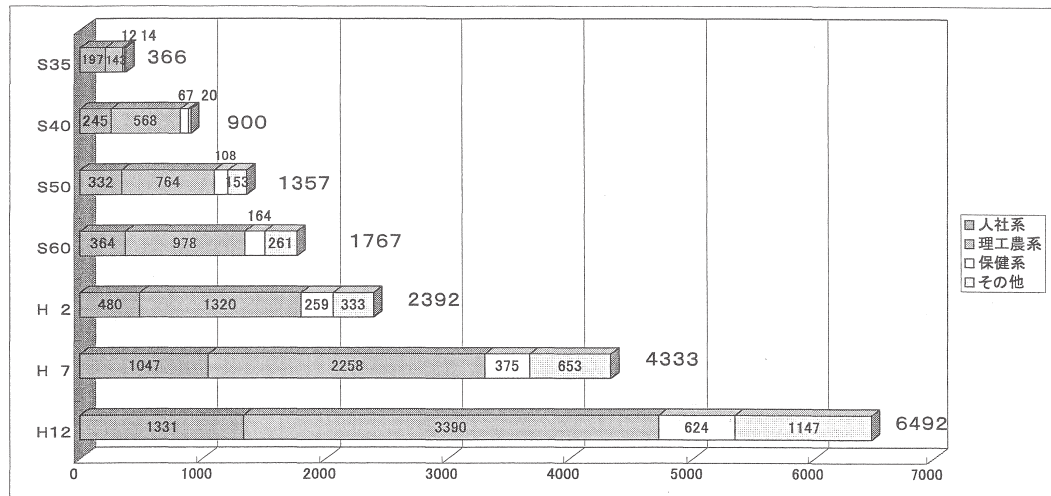
(注1) 「その他」には、商船、家政、教育、芸術及びその他が含まれている。

(注2) 昭和30年度は大学院の入学定員に関する統計がないため、昭和31年度の数値を掲載している。

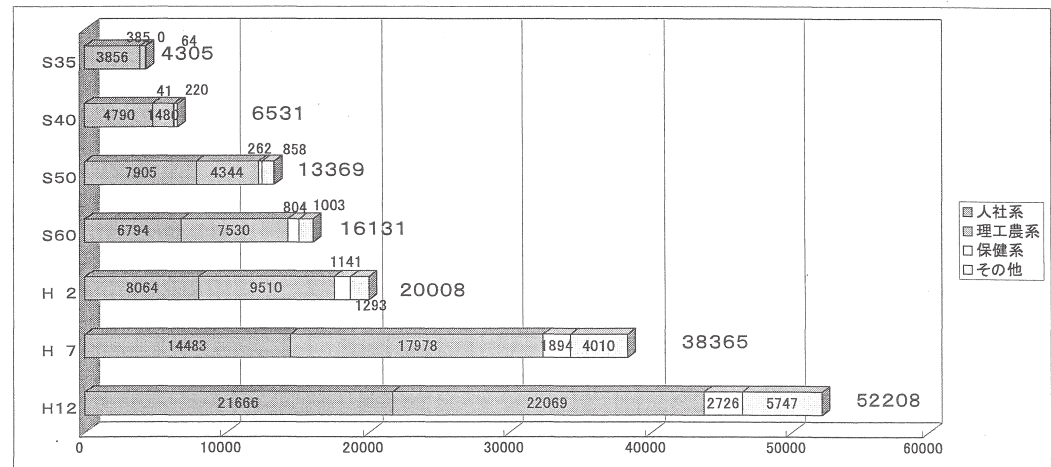
2-2 国公立大学大学院の分野別(人社・理工農・保・その他)在学者の推移
修士課程(国立)



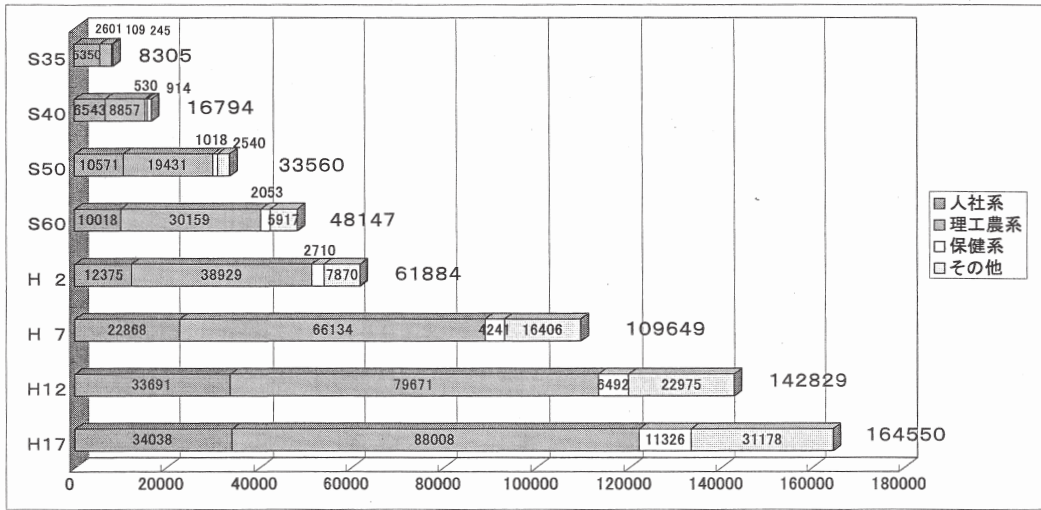
修士課程(公立)



修士課程(私立)



修士課程(全体)

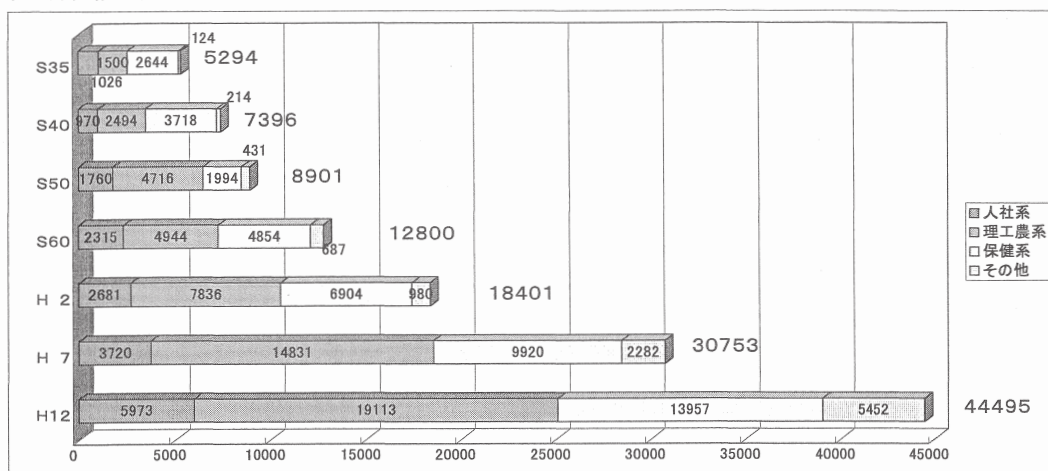


(注1) 「その他」には、商船、家政、教育、芸術及びその他が含まれている。

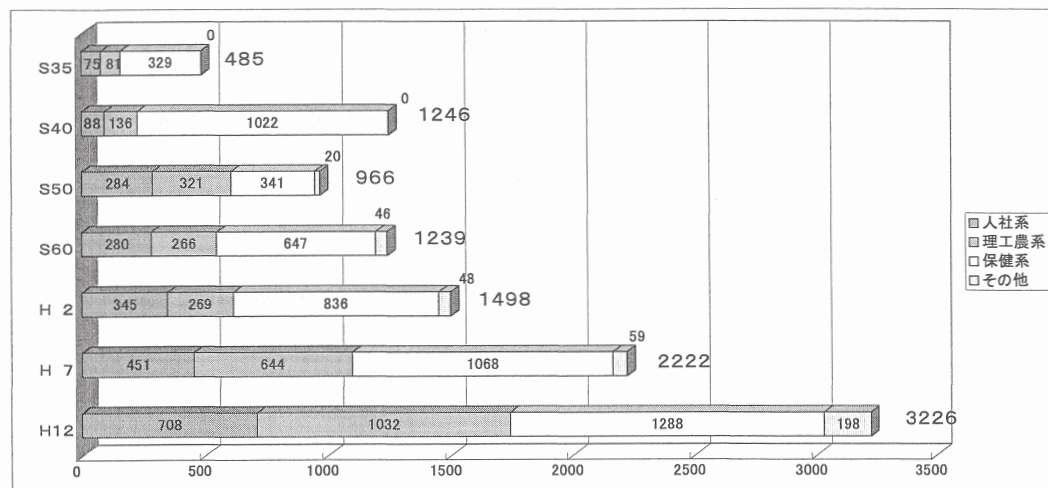
(注2) 学校基本調査速報(平成17年度)には、国公私別集計がないため、全体の数値のみ掲載している。

(注3) 昭和30年度には国公私別研究科分野別学生数統計がないため、昭和35年度を開始年度としている。

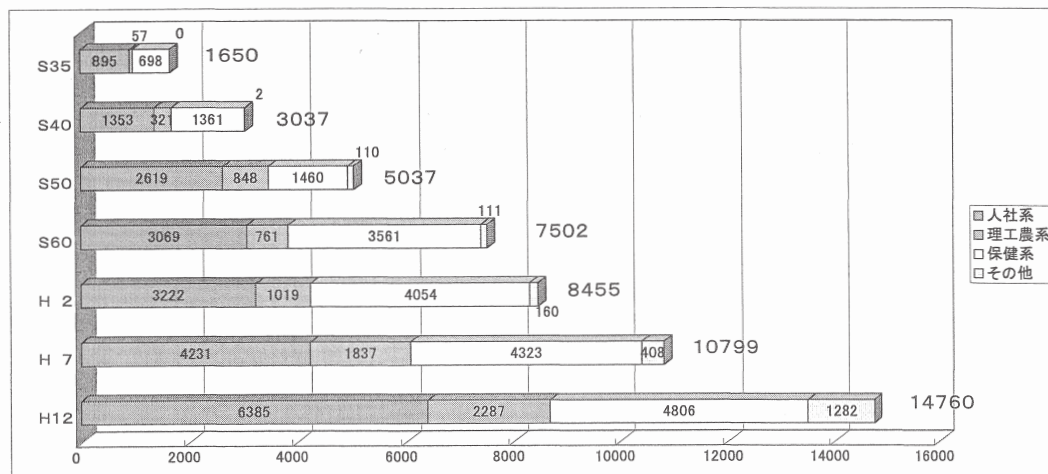
2-2 国公立大学大学院の分野別(人社・理工農・保・その他)在学者の推移
博士課程(国立)



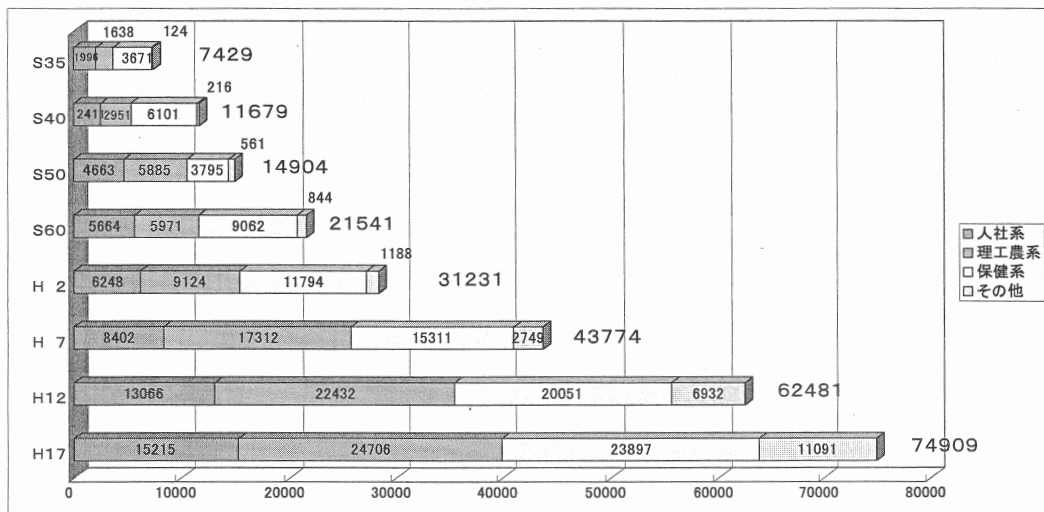
博士課程(公立)



博士課程(私立)



博士課程(全体)



- (注1) 「その他」には、商船、家政、教育、芸術及びその他が含まれている。
 (注2) 学校基本調査速報(平成17年度)には、国公私別集計がないため、全体の数値のみ掲載している。
 (注3) 昭和30年度には国公私別研究科分野別学生数統計がないため、昭和35年度を開始年度としている。

国立学校予算額の推移

(1) 国立学校特別会計への一般会計からの繰入率の推移

(単位：億円)

区 分	39年度	46年度	49年度	58年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
	(新設時)	(1-7時)	(30%割)	(70%割)	(60%割)														
国立学校特別会計予算	1,395	3,411	5,704	15,159	19,123	19,888	20,928	22,173	23,518	24,417	25,365	26,406	26,848	27,009	27,261	27,028	27,428	27,829	28,045
うち一般会計より受入額	1,145	2,849	4,481	10,173	11,408	11,998	12,659	13,796	14,820	15,204	15,576	15,698	15,550	15,335	15,537	15,530	15,727	15,453	15,256
同上繰入率	82.1%	83.5%	78.5%	67.1%	59.7%	60.3%	60.5%	62.8%	63.2%	62.8%	62.0%	60.5%	59.4%	58.3%	57.9%	57.6%	57.5%	55.8%	54.8%

(2) 研究設備費予算額の推移

(単位：億円)

区 分	58年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
	(1-7時)																			
研究設備費	324	257	207	173	157	162	174	176	191	244	278	329	333	287	186	49	32	35	81	89
昭和58年度を 100とした場合	100	79.3	63.9	53.4	48.5	50.0	53.7	54.3	59.0	75.3	85.8	101.5	102.8	88.6	57.4	15.1	9.9	10.8	25	27.5

(3) 文教施設整備予算額の推移

(単位：億円)

区 分	54年度	56年度	58年度	60年度	62年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
	(1-7時)																			
文教施設整備	1,546	1,414	1,156	828	788	808	847	898	1,027	1,089	1,264	1,371	1,535	1,301	1,217	882	826	1,013	1,464	1,404
昭和54年度を 100とした場合	100	91.5	74.8	53.6	51.0	52.3	54.8	58.1	66.4	70.4	81.8	88.7	99.3	84.2	78.7	57.1	53.4	65.5	94.7	90.8

(4) その他

定員削減 現在第10年度次定員削減計画実施中(平成13年~17年の5ヶ年間、毎年の1,103人の削減)

[中でも教育研究支援職員 1,9万人~1万人(昭和59年~平成12年)と2/3以下となっており、深刻な状況]

(参考) 教官当職算校費単価の推移

区 分	57年度	58年度	59年度~元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
伸 率	% 0	% △ 2	% 0	% 1	% 0.7	% 1.1	% 1.2	% 1.8	% 1.4	% 1.4	% 0.4	% △ 2	% 0
昭和57年度を100 とした場合	100	98	98	99.0	99.7	100.8	102.0	103.8	105.3	106.6	107.0	104.9	104.9

国立大学の設置形態に関する過去の提言等について

臨時行政調査会

臨時行政調査会

行政改革に関する第三次答申（昭和57年7月30日）

第2部 行政改革の基本的方策

第一章 行政施策に関する改革方策

3 文教 （3）高等教育の規模と質的充実の在り方

ウ 時代の変化に対応し、特色ある大学づくりを進める観点から、国立大学を含め、大学の設置、管理、運営の在り方について検討を行う。

また、国、公、私を通じて、より総合的な大学行政を進めるための体制の整備を図る。

臨時行政調査会

行政改革に関する第五次答弁（昭和58年3月14日）

第一章 行政組織

1 行政機関等の整理合理化

（2）具体的措置 ウ 文教研修施設

国立大学の設置・管理・運営の在り方については、第三次答申に述べた方向で検討する。

行政改革審議会

－第一次答申－

今後における行財政改革の基本方向（昭和61年6月10日）

Ⅱ 行政施策等の改革

1 行政施策 2) 高等教育

- ④ 国立大学を含む大学の設置、管理、運営の在り方について、中長期的に、民間の活力を活かしつつ、特色ある大学づくりを進める観点から検討を行う。

－第二次答申（最終答申）－

第二 行政改革の主要課題と改革の基本的方向（平成2年4月18日）

5 行政組織、現業、特殊法人等の改革

(1) 省庁組織 ③国立大学、試験研究機関、検査検定機関

- ア 国立大学については、運営の自主性・自立性を高め、教育研究の活性化・個性化を図るため、制度・運用の弾力化を推進するとともに、法人化など設置形態を含めて大学の組織・運営の在り方を検討する。

－第三次答申－

国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第1次答申（平成3年7月4日）

第3部 国民生活重視の行政改革

第2 改革の方向 1 ゆとりある生活の実現

(3) 多様な教育・文化の実現

- イ 高等教育については、各教育機関の自主性・自立性を拡大するため、制度の一層の弾力化を進めるとともに、国立大学については、個性化や地域との密着性を重視し、法人化など設置形態も含め組織・運営の在り方を見直す。

国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第2次答申（平成3年12月12日）

第2部 国民生活重視の行政改革

第1 豊かな地域社会の形成のために 2 地域における多様な教育・文化の実現

(1) 高等教育の多様化、弾力化 ②地方国立大学の運営改善、再編等

- ウ 国立大学全体の将来ビジョンを検討する。今後、高度な学術研究を行う大学院大学及び研究所等を重点的に整備していくとともに、既存国立大学の転換・再編を推進する。また、組織・運営の在り方について、法人化など設置形態の見直しを含め検討する。

※最終答申には記載なし。

臨時教育審議会

臨時教育審議会

審議経過の概要（その４）（昭和６２年１月２３日）

第２部 各検討課題に向けての審議の状況

第三章 高等教育機関の組織運営

第１節 大学の設置形態

２ 設置形態にかかわる問題意識

我が国で国・公立大学の法人化論ないし公社化の主張が行われているのには、いくつかの根拠がある。それらは、時代により、また論者の立場により、様々のニュアンスを帯びているが、大別して以下のような問題意識を含んでいるといえることができる。

① 大学と政府の関係

大学は基本的に自由を保持するものであり、学問に対応する政治的干渉を排除し、自主的に運営されなくてはならないが、行政組織の一環として位置づけられる状態のもとにあっては、大学の自治は制約されざるを得ない。より自由度を確保するためには独立した法人格をもつべきである。

② 国・公立大学の管理運営の硬直化

国立大学の管理運営は硬直化の批判を免れず、責任の所在が不明確であり、またその教育・研究活動においても停滞し、閉鎖的に傾きがちである。管理運営における自主性を貫き、活動を活発ならしめるためには、現行の法的、行政的諸規制の大幅な弾力化と管理責任の確立が必要である。

③ 大学の発展性への制約

時代の進展とともに大学はその構造においても、機能においても、多彩化し、柔軟に発展する必然性を備える。また大幅な国際化が要請されると考えられる。このような大学の発展性に対応する上で、行政的諸施策はしばしば積極性、柔軟性を欠き、むしろ制約的に働く。この種の制約からの解放が必要である。

④ 自由競争原理の導入

大学の活性化にあっても自由な競争による相互の刺激は重要な要素であり、国・公・私を設置形態上の枠組みを取り除いて、自由競争を促すことが望ましい。

⑤ 過大な高等教育経費支出の軽減

国・公立大学の法人化の促進により、より大幅に民間資金の導入を図り、高等教育への公的支出の削減および重点的配分を図るべきである。

⑥ 国・公・私立大学間に公的経費支出上大きな格差が存在するのは不合理であり、その格差を縮小、さらには解消する必要がある。

3 検討の方向

2に掲げた各種の論点はいずれもそれぞれに理由があるものであると考えられ、国・公立大学についてその管理運営に改善すべきところが少なくないことは、前節において種々指摘したところである。また大学が自主性を維持し、社会的責任、歴史的責任において厳しく自らを持し、その教育研究活動に無限の活力を発揮することは、現在とくに切実に要請される場所であって、それを実現する諸条件の改革整備が重要であることもまた言をまたない。

しかしそれを実現する方策として、国・公立大学の法人化が唯一必然の方策であるか、また特殊法人化、学校法人化といっても、具体的にどのような形態と運営が最も有効であるか、それに伴う欠点は何か、それを実施するに当たっての手順、移行をいかに構想するか、さらにまた、それらに応じて公的財政支出とその配分の具体的方策をいかに論ずるかなど、なお検討を要する点が少なくないと考えられる。

臨時教育審議会

教育改革に関する第三次答申について（昭和62年4月1日）

我が国の大学は設置形態上、国立大学、公立大学、私立大学に分けられる。それぞれは固有の歴史的背景と特色を備え、ますます多様化する社会的要請に応じて機能しているといえることができるが、各々がさらに組織・運営の改善・改革に努めて内容を充実するとともに、格差を解消し、相互の交流を密にして、全体として高等教育の発展を図らなければならない。

ことに国・公立大学については各大学の自主自立体制の確立、教育・研究の特質に応じた柔軟活発な運営が求められ、そのため現行の行財政的諸規制の大幅な緩和、弾力化が必要である。さらに将来に向かって、国・公立大学の設置形態そのものについても抜本的な検討を加え、あるべき大学の在り方、それにかかわる国の関与の仕組みを創造することが望まれる。国および大学関係者がこの課題に積極的に取り組むことを要請する。

- ① 大学の設置形態は、国により、時代によって種々の類型があり、必ずしも一様ではない。しかし、その焦点は大学の組織・運営に対する公権力の関与の在り方と大学自治の関係、ならびに大学に対する公財政の支持の程度にあり、一般には、大学の社会的効用、公共的使命に対する公財政的援助と大学の自主性、自立性との調和が、望ましい設置形態の課題といえることができる。我が国の場合には、学校教育制度発足以来約一世紀の間に、歴史的な遠隔のもとに、国立、公立、私立の諸形態が並存して発展を遂げ、それぞれの特色を発揮している。この在り方は、基本的に、多様な発展の可能性を含む、それ自体として柔軟な構造であり、これを機械的に一律化する必然性は乏しいと考えられる。ただし設置形態の差異に基づく格差や問題点は、高等教育全

体の発展の視野のもとで、不断に是正の努力が払われるべきものである。

- ② これらのうち、国立大学については、その組織・運営に改革・改善すべきところが少なくなく、ことに各大学の自主・自立性の確立、社会に開かれた活動の展開の必要が以前から指摘され、現行の国立大学という設置の形態を改めるべきであるとする提案が各方面から行われている。本審議会はこれらの提案を受けとめ、国立大学に公的な性格を与え、特殊法人として位置づける可能性について具体的検討を重ねてきたが、国の関与の在り方、管理・運営の制度、教職員の身分、処遇上の取り扱い、現行の設置形態の移行の措置など、諸般にわたって理論・実際の両面にわたり考慮すべき事項が多く、その解決のためには、さらに幅広く、本格的な調査研究を必要とするという結論に到達せざるを得なかった。
- ③ したがって、当面まず、上述「高等教育財政」「大学の組織と運営」の節に指摘したように予算、会計、人事の弾力化、多角的な資金の導入、管理・運営の自主性の強化等国立大学の制度・運用の改革を積極的に推進し、これに応じて文部省は項末にわたる直接行政的関与を改めるとともに、より政策的な機能をもつ官庁としての方向を目指すことが望ましい。
- ④ 現行の特殊法人の在り方は、それ自体としては「大学」に必ずしも適しないといわなければならないが、国立大学の特殊法人化の提案は、大学の自主・自立性を確立する上で有益な示唆を与えるものである。新たな特殊法人として大学にふさわしい形態を模索することは不可能ではなく、政府および大学関係者が、国民の付託に直接こたえ得るこの意味の新たな設置形態の創造のため、中長期的にさらに積極的な調査研究を進め、深めることを強く要請する。

臨時教育審議会

教育改革に関する第4次答申について（最終答申 昭和62年8月7日）

第1章 改革のための具体的方策

第2節 高等教育の多様化と改革

8 大学の設置形態

将来に向かって、国・公立大学の設置形態そのものについても抜本的な見当を加え、あるべき大学の在り方、それに関わる国の関与の仕組みを創造することが望まれる。国および大学関係者がこの課題に積極的に取り組むことを要請する。

行政改革会議

行政改革会議

— 中間整理 — （平成 9 年 5 月 1 日）

第 1 部 中間整理

I 委員の意見の要約整理

2. 国家機能の在り方

2) 国の行政の責任領域の見直しの方向

4) 個別の行政分野に関わる指摘

(国立学校)

・日本は先進諸国に比べ既に大きく私学に委ねてあり、また、経済的・地域的に不採算でも創造・生産が必要な分野であり、国立大学の民営化は不適切。

・学術研究の発展、特に基礎理論の研究促進、国際貢献に国立大学の役割は極めて重要であり、民営化は不適切。

・国立大学が果たしてきた実績を踏まえ、その長所を一層発展させる方向をさぐる必要がある

第 2 部 委員の意見の整理〔詳細版〕

2 国家機能の在り方

(2) 国の行政の責任領域の見直しの方向

4) 個別の行政分野に係る指摘

(国立学校)

・先進諸国は 4 年生大学はほとんどすべて国立ないし公立だが、日本は既に極めて大きく私学に委ねており、さらに国立大学を民営化するのは不適切。

・国立の大学等については、経済的・地域的に不採算又はリスクが大きいとその分野での「創造」「生産」が必要なものであり、社会に十分な給付能力が備わっても、国家が直ちに撤退することは不適當。

・学術研究の発展に力を尽くし、特に基礎理論の発展を促進し、国際的な貢献をするため、先進諸外国の実情も勘案すれば、国立大学の役割は極めて重要であり民営化を考えるべきではない。

・国立大学の民営化も一つの方向かもしれないが、国立大学が果たしてきた実績を踏まえ、むしろその長所を一層発揮させる方向を探ることが必要。

行政改革会議

－最終報告－（平成9年12月）

IV 行政機能の減量（アウトソーシング）、効率化等

2 減量（アウトソーシング）の在り方

（3）施設等機関の見直し

① 国立大学

ア 国立大学改革の基本的な方向

国立大学は、国際化、少子化、高齢化、情報化、産業構造の変化など社会が大きく変化する中で、教育研究の質的向上や組織・運営体制の整備、各大学の個性の伸長、産業界、地域社会との有機的連携、教育研究の国際競争力の向上等に積極的に取り組むことが必要になっている。

イ 具体的な大学改革の方策

a 国立大学の自主的改革の推進と情報公開、評価システムの充実

国立大学の多様性にかんがみれば、各大学が主体性と責任を有し、競争的な環境の中で、特性を生かしつつ諸課題に取り組んでいくことが求められる。このためには、各大ごとの情報公開と透明性の確保、評価システムの充実をさらに推進する必要がある。

b 組織・運営体制の整備

各大学が主体性と責任を有し、組織として適切な意思決定を行い、実行に移すためには、組織・運営体制の整備が不可欠である。

具体的には、外部との交流促進も含めた人事制度及び会計・財務面での柔軟化を図る必要がある。この際、高等教育行政と各大学の関係を見直し、各大学の自主性を高めるための方策として、外部資金の積極的導入、国費投入・配分基準の明確化・透明化、競争的資金の充実等についても早急に検討を行う必要がある。

c 大学組織の権限と責任の明確化、事務組織の見直し

学長、学部長などの執行機関の管理運営機能の強化を図るとともに、評議会や教授会などの審議機関についての在り方を見直し、執行機関との間の権限と責任の明確化、意思決定手続の明確化を早急に行う必要がある。また、事務組織の簡素・合理化、専門化についても、早急に整備する必要がある。

ウ 大学改革の進め方

国立大学については、上記のとおり、高等教育行政の見直しも含めた、組織・運営の在り方の改革を早急に推進する必要がある。

さらに、独立行政法人化は、大学改革方策の一つの選択肢となり得る可能性を有しているが、これについては、大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的な視野に立った検討を行うべきである。また、大学の機能に応じた改組・転換についても、併せて積極的に検討する必要がある。

大学院制度と大学設置審議会内規の変遷

年	大 学 院 制 度	年	大学設置審議会内規関係
昭和 49年	<p>大学院設置基準制定(昭和49年6月20日文部省令第9号) 大学院設置基準は、大学院制度全般についての体系的整備を図るとともに、これまでの制度の運用や考え方の弾力化を図ったものである。</p> <p>これまでの運用等が基準により改められた主な点は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課程の目的・性格 修士課程については、その目的を広げて高度の専門職業教育等も含まれることとした。 博士課程については、博士の水準を研究者として自立しうる能力水準と考えて課程の目的が定められた。一方、単位制度による制約を緩和し、最低所要単位50単位を30単位とし、また修業年限を標準的なものとし、5年を標準修業年限とした。 2 大学院の組織 特定の学部依存する従来の研究科組織のほか、広く学内の学部、研究所等と連繋し、また専任教員と専用施設による独立の組織を設ける等研究科の目的に即した組織編成ができることとした。 3 博士課程の編成方法 博士課程について、前期2年と後期3年の課程に区分して編成することも、このような区分を設けず5年一貫の課程として編成することもできるようにした。 4 その他 修士課程の履修方法の弾力化や他の大学院等との連繋に関する規定など。 	昭和 49年	<p>大学院設置審査基準要項等を策定(大学設置審議会決定) 大学院設置基準の制定に併せて、個別具体の申請に対して審議会が審査を行い、大学院設置基準の運用を図るための基準を作成したものである。</p> <p>○大学院設置審査基準要項 主な内容は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 課程の構成 <ol style="list-style-type: none"> ① 研究科ごとに修士課程又は博士課程のいずれかとし、相当の事由があるときは修士課程の専攻と博士課程の専攻を併せ置くことができる。 ② 博士課程については、設置の際、後期3年の課程も含めて審査を受けること。 ③ 博士課程は前期2年から開設するものとし、相当の事由がある場合には、前期2年及び後期3年の課程の同時開設を認める。 2 研究科の組織 <ol style="list-style-type: none"> ① 研究科又は専攻は、学部、学科と対応させる必要はなく、附置研究所や大学院担当を本務とする独自の組織を設けるなどにより、弾力的に組織することができることとした。 ② 区分制の博士課程においては、必要に応じて前期課程と後期課程についてそれぞれ異なる専攻の編成を可能とした。 3 教員組織 専攻ごとに必要な研究指導教員等の人数及び学生定員に対して必要となる研究指導教員数を定めた。 4 その他 管理運営組織として研究科委員会あるいは教授会等の組織を置くものとした。 <p>○教員養成大学に設置される大学院に関する審査方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員養成大学に置かれる大学院の目的・性格について定めた。 2 当分の間、修士課程のみとすることが適当であるとした。 3 研究科の成立要件として「学校教育専攻」及び「教科教育専攻」の計4専攻以上必要であるとした。 4 各専攻ごとに必要とする研究指導教員数を定めた。
昭和 51年	<p>学校教育法一部改正(昭和51年5月25日法律第25号) 大学院設置基準一部改正(昭和51年5月31日文部省令第29号)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができることとした。 2 後期3年のみの博士課程を置くことができることするとともに、研究科によっては、入学できる者を、修士の学位を有する者、又はこれと同等以上の学力ありと認められた者として認めることができるようにした。 		
昭和 53年	<p>大学院設置基準一部改正(昭和53年11月6日文部省令第42号) 医学及び歯学の研究科に関する基準を定め、その課程は博士課程のみとし、修業年限は4年とした。</p>	昭和 53年	<p>大学院の設置審査上留意すべき点についてを策定 主な内容はつぎのとおりである</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎となる学部等について 基礎となる学部が定員超過していないかどうかについて観点を定めた。 2 教員組織 教員の年齢構成等について観点を定めた。

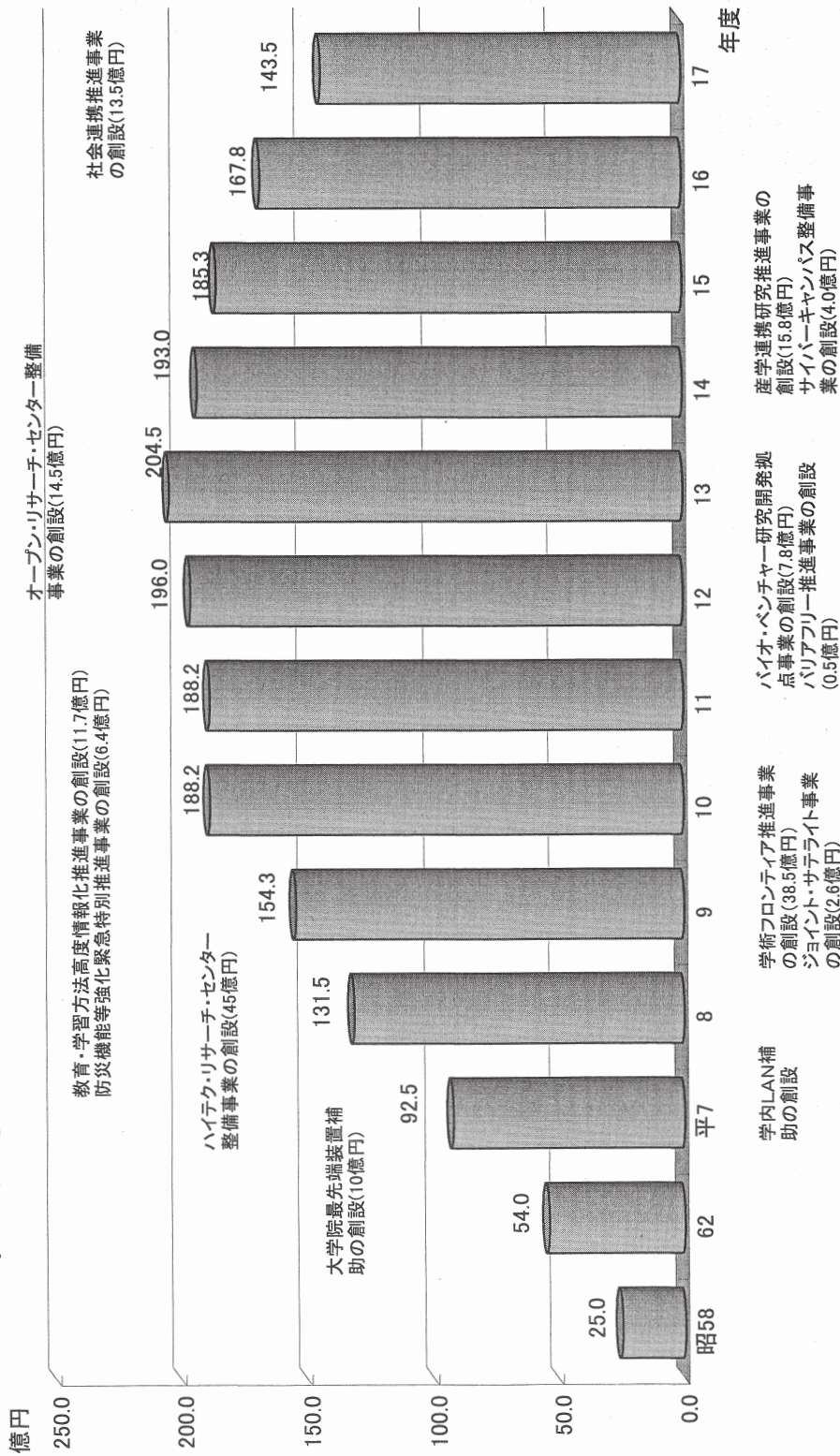
		(昭和 53年)	<p>3 施設、設備 校舎面積について大学院の加算面積の数量基準や観点について定めた。</p> <p>4 独立研究科 大学院担当を本務とする教員を中心に組織する場合や附置研究所の教員を中心に組織する場合について施設設備の審査の観点を定めた。</p>
平成元年	<p>大学院設置基準一部改正（平成元年9月1日文部省令第34号）</p> <p>1 専ら夜間において教育を行う修士課程の設置を明らかにした。</p> <p>2 修士課程の修業年限を弾力的な取扱いとした。</p> <p>3 博士課程の目的について、大学等の研究者のみならず、社会の多様な方面で活躍し得る高度の能力と豊かな学識を有する人材を養成すること明らかにした。</p> <p>4 教員の資格について、専攻分野について特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の高度の指導能力があると認められる人材の登用を認めた。</p> <p>5 修士課程においても研究指導委託を認めた。</p> <p>6 修士課程の修業年限の弾力化に伴い、大学院の修了要件を弾力化した。</p> <p>7 独立大学院の組織編成及び施設設備の規準を明らかにした。</p>	昭和 54年	<p>大学院設置審査基準要項一部改正 医学、歯学に関する専攻成立のための必要な研究指導教員数等を定めた。</p>
平成 3年	<p>大学院設置基準一部改正（平成3年6月3日文部省令第25号） 大学院における自己点検・評価の規定を新設したこと。</p>		
平成 5年	<p>大学院設置基準一部改正（平成5年10月1日文部省令第32号）</p> <p>1 専ら夜間において教育を行う博士課程の設置を明らかにした。</p> <p>2 博士課程においても、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができることとした。</p> <p>3 他の大学院での入学前の既修得単位について、10単位を越えない範囲で認定できることとした。</p> <p>4 科目等履修生に対し、単位を与えることができることとした。</p>		
		平成 7年	<p>大学院大学の審査基準、基礎となる学部等が学年進行中の大学院等の設置についての申し合わせ及び社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所で行うことについての申し併せを策定及び教員養成大学に設置される大学院に関する審査方針の一部改正 ○大学院大学の審査基準（主な内容）</p> <p>1 設置構想 教育研究上の特別の理由があり、我が国の学術の進展のため積極的な意義を有することが必要。</p> <p>2 組織編成、教育課程 教育研究の水準及び幅の広さが確保されていること。</p>

		(平成7年)	<p>○基礎となる学部等が学年進行中の大学院等の設置について申し合わせ（主な内容）</p> <p>大学院等の開設申請は、基礎となる学部等の設置後、1年を経過したあとであること、その場合の基礎となる学部の教員組織等が計画どおり整備されていることなどを定めた。</p> <p>○社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所で行うことについての申し合わせ（主な内容）</p> <p>本校以外の場所で大学院教育の一部を行うことのできる要件として14条特例を実施している場合などと定めた。</p> <p>○教員養成大学に設置される大学院に関する審査方針一部改正（主な内容）</p> <p>教員養成大学における大学院については、当分の間、修士課程のみとしていたものを削除した。</p>
平成10年	<p>大学院設置基準一部改正（平成10年3月31日文部省令第13号）</p> <p>大学院に通信教育を行う修士課程をおくことができることとした。</p>	平成10年	<p>大学院設置審査基準要項一部改正</p> <p>通学制の大学院に通信制を併せ置く場合に必要となる研究指導教員等の人数について定めた。</p>
平成11年	<p>大学院設置基準一部改正（平成11年9月14日文部省令第42号）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学院修士課程1年制コース、長期在学コースの導入をできることとした。 2 法改正で設置可能となった研究科以外の基本組織の設置要件について規定を新設した。 3 一定規模を超える学生を擁する大学院には一定規模ごとに専任教員を配置することとした。 4 高度専門職業人養成に特化した教育を行う専門大学院について規定を新設した。 <p>大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成11年9月14日文部省告示大175号）</p> <p>大学院設置審査基準要項で定めていた専攻ごとに必要な研究指導教員等の人数について告示とした。</p>	平成11年	<p>大学院設置審査基準要項一部改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専攻ごとに必要な研究指導教員等の人数を規定から削除して告示にした。 2 専門大学院に関して、教員組織、教育方法等、施設設備等について審査の観点定めた。 <p>大学院の設置審査上留意すべき点一部改正</p> <p>専門大学院に関して、教員組織、施設設備、研究費等について審査の観点定めた。</p>
平成14年	<p>大学院設置基準一部改正（平成14年4月30日文部科学省令第10号）</p> <p>一 通信制大学院について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学院には、通信教育を行う修士課程及び博士課程を併せ置き、又はそのいずれかを置くことができることとしたこと。 2 大学院は、通信教育によって十分な教育効果を得られる分野であるか否かは、具体的な教育内容等を勘案して判断されるものであること。 3 昼間又は夜間において授業を行う大学院が通信教育を併せ行う場合においては、通信教育を行う専攻ごとに、第九条に規定する教員を、教育に支障のないよう相当数増加するものとしたこと。 4 通信教育を行う課程の授業の方法及び単位の計算方法については、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第3条から第5条までの規定を準用することとしたこと。 5 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとしたこと。 6 通信教育を行う課程を大学院は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとしたこと。 	平成13年	<p>大学院の設置審査上留意すべき点を大学院設置審査基準要項細則とした。</p>

<p>(平成 14年)</p>	<p>7 通信教育を行う博士課程においては、情報通信技術の積極的な活用と併せ、必要に応じて、対面指導の機会を適切に設けること等により、教員が学生に対し十分な指導を行えるよう工夫することが必要であること。 また、適切な入学者選抜の実施や指導方法の工夫等により、博士課程にふさわしい水準の確保に努めること。</p> <p>8 通信教育を行う課程を置く大学院にあつては、不断の自己点検・評価に努め、その結果を広く社会に公表するとともに、第三者による客観的な評価を行うことが重要であり、関係者等による積極的な取組が望まれること。</p> <p>9 なお、通信教育を行う課程を置く大学院には、専攻ごとに平成14年文部科学省告示82号に定めるところにより教員を置く必要があること。</p> <p>二 専門大学院の標準修業年限について</p> <p>1 専門大学院（高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を専ら養うことを目的とする修士課程）について、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができるものとしたこと。</p> <p>2 なお、各大学院においては、国際的通用性にも配慮しつつ、学生に身に付けさせるべき能力や教育内容を専攻分野ごとに考慮し、1年以上2年未満の範囲内で教育を行うことが可能であるかどうかを十分慎重に判断し、適当と考えられる場合にのみ標準修業年限を1年以上2年未満とすることが適当であること。 また、標準修業年限が2年である場合の教育内容を実質的に確保することができるよう、夜間、週末や夏休み期間中に集中的に授業や研究指導を行うなどの履修形態の工夫や、一定の職業経験等の成果を生かした特定課題についての研究成果の作成を指導するなどのカリキュラム上の工夫を行うこと。</p> <p>学校教育法一部改正（平成14年11月29日法律第118号）</p> <p>1 大学の学部等の設置について、学位の種類及び分野の変更を伴わない等の一定の要件を満たす場合は認可を不要とし、事前届出としたこと。</p> <p>2 大学院の目的に、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことが含まれることを明らかにし、高度専門職業人養成の目的に特化した大学院を専門職大学院としたこと。</p> <p>3 後期3年だけの博士課程を置く研究科に係る入学資格を修士の学位又は専門職学位を有する者等としたこと。</p>		
<p>平成 15年</p>	<p>大学院設置基準一部改正（平成15年3月31日文部科学省令第15号）</p> <p>(1) 大学院設置基準は、大学院を設置するのに必要な最低の基準であり、大学院は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないことを明確にしたこと。</p> <p>(2) 大学院の課程に専門職学位課程を設けたこと。 また、専ら夜間において教育を行う専門職学位課程を置くことができることとしたこと。</p> <p>(3) 専門職学位課程の創設に伴い、修士課程の目的を整理したこと。 これは、高度専門職業人の養成に特化した教育を行う大学院の課程を専門職学位課程として位置付けることに伴い、修士課程の目的を、精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は研究能力と高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力の両方の養成を行うものとするものであること。</p>	<p>平成 15年</p>	<p>大学院設置審査基準要項など審議会の内規として定めていたものについて、学校教育法の改正に併せて、大学院設置基準及び各告示に盛り込むこととして、廃止をした。</p>

<p>(4) 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとしたこと。</p> <p>(5) 大学院には、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を置くことができることとしたこととともに、当該研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員が兼ねることができることとしたこと。</p> <p>(6) 教員の構成が特定の年齢層に著しく偏ることのないよう配慮するものとしたこと。</p> <p>(7) 教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとしたこと。</p> <p>(8) 専門職学位課程の修了者等が博士課程の後期3年の課程に進学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格するものとしたこと。ただし、在学期間については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程修了者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りることとしたこと。</p> <p>(9) 必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めることとしたこと。</p> <p>(10) 研究科等の名称は、研究科等として適当であることとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとするものとしたこと。</p> <p>(11) 独立大学院には校地を求めないこととしたこと。</p> <p>(12) 専門大学院に関する規定を削除したこと。</p> <p>(13) 新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができるものとしたこと。</p> <p>専門職大学院設置基準の制定(平成15年3月31日文科科学省令16号)</p> <p>専門職大学院設置基準は、専門職大学院を設置するものに必要な最低の基準であり、この基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないものとし、専門職学位課程の目的、標準修業年限、教員組織、教育方法等、課程の修了要件、施設及び設備等、法科大学院等について定めたこと。</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

私立大学・大学院等教育研究装置整備費補助の予算額推移



私立大学等経常費補助金における大学院に対する補助項目の推移

【特別補助】

夜間大学院・夜間部・通信教育等 (H4 創設)

研究施設・設備等運営費 (S51 創設)

大学院基盤整備経費 (S50 創設)

【高度化推進特別補助】

大学院整備重点化経費 ※
 H17 統合
 H14 分離
 教育研究機能活性化特別経費 (H14 創設)

ティーチング・アシスタント経費 ※ (H4 創設)

特定大学院支援経費 ※ — 専門職大学院支援経費 — 専門大学院支援経費 (H13 創設)
 H16 名称変更 H15 名称変更

法科大学院支援経費 ※ (H16 創設)

学術研究高度化推進経費 ※ (H8 創設)

リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援経費 ※ (H8 創設)

※ 高度化推進特別補助（本省執行）の各項目は、平成14年度に特別補助（事業団執行）から高度化推進特別補助へ分離・移行させたもの。

大学審議会答申等における制度改正を伴う提言事項とその対応状況

◇ 大学院制度の弾力化について（答申）昭和63年12月19日

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
<p>1. 大学院の課程の基本に関する事項</p> <p>(1) 博士課程の目的</p> <p>○ 大学等の研究者以外の高度の専門的能力を有する人材の養成を博士課程の目的とすることができる。</p> <p>(2) 入学資格</p> <p>○ 学部3年次修了から大学院への入学資格を認める。</p> <p>○ 医学、歯学等の分野に入学資格の特例を設けることについては、修業年限等が他の分野と異なることから、別途検討を要する。</p> <p>○ 修士の学位を有しない者に対しても、一定の研究歴やその研究成果等の要件のもとに、博士後期課程への入学資格を認める。</p> <p>(3) 修士課程の修業年限</p> <p>○ 修士課程の修業年限を、現行の「2年」から「標準2年」に改める。</p> <p>○ 優秀な学生は最短1年で修士の学位を取得できる。</p> <p>2. 大学院の組織に関する事項</p> <p>(1) 研究科、専攻の組織編制</p> <p>○ 独立大学院、独立研究科の組織編制についての大綱的な基準の明示。</p> <p>(2) 教員の資格</p> <p>○ 専攻の分野について特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上の高度の能力があると認められる者にも大学院の教員資格を認める。</p> <p>(3) 施設・設備等</p> <p>○ 独立大学院、独立研究科の施設・設備についての大綱的な基準の明示。</p>	<p>平成元年9月 大学院設置基準を改正 (改正後の第4条第1項)</p> <p>平成元年9月 学位規則を改正 (改正後の第3条)</p> <p>平成元年9月 学校教育法施行規則を改正 (改正後の第70条第1項)</p> <p>平成11年8月 学校教育法施行規則改正 (改正後の第70条第1項第5号)</p> <p>平成元年9月 学校教育法施行規則を改正 (改正後の第70条の2)</p> <p>平成元年9月 大学院設置基準を改正 (改正後の第3条第2項)</p> <p>平成元年9月 大学院設置基準を改正 (改正後の第16条第1項但書)</p> <p>平成元年9月 大学院設置基準を改正 (改正後の第23条)</p> <p>平成元年9月 大学院設置基準を改正 (改正後の第9条第1号、第2号)</p> <p>平成元年9月 大学院設置基準を改正 (改正後の第24条)</p>	<p>答申の内容どおり規定。</p> <p>博士の学位は、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学歴を有する者にも授与することを規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。</p> <p>答申「大学院入学者選抜の改善について」の内容どおり規定。</p> <p>大学院への入学資格に対し、「文部大臣の指定した者」を加え、平成元年文部省告示第118号により「大学を卒業した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者」を指定。</p> <p>修士課程の標準修業年限は、2年とすると規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。</p> <p>独立大学院の研究科の種類及び数、教員数その他は、当該大学院の教育研究上の目的に応じ適当な規模内容を有すると認められるものとする規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。</p> <p>独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するとともに、校地については高度の教育研究にふさわしい環境を有するものとする規定。</p>

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
<p>3. 大学院の教育課程に関する事項</p> <p>(1) 教育方法、形態</p> <p>①専ら夜間において教育を行う大学院、通信による教育を行う大学院</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修士課程について、夜間大学院を設置し得ることを設置基準上明らかにする。 ○ 夜間大学院については、2年以上の修業年限を定めることができる。 <p>②修士課程における研究指導委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修士課程においても、1年以内に限り、研究指導委託を認める。 <p>③単位の累積加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学院中退者が再度入学した場合の既修得単位については、教育上有益であると認められるときは、当該大学院で修得したものとみなすことができる。 ○ 単位累積加算制度については、学位授与機関の在り方に関する検討や学部段階における単位累積加算制度との関連もあり、今後さらに検討する。 	<p>平成元年9月 大学院設置基準を改正 (改正後の第2条の2)</p> <p>平成元年9月 大学院設置基準を改正 (改正後の第3条第2項但書)</p> <p>平成元年9月 大学院設置基準を改正 (改正後の第13条第2項)</p> <p>平成5年10月 大学院設置基準を改正 (改正後の第15条)</p>	<p>答申の内容どおり規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。</p>

◇ 学位制度の見直し及び大学院の評価について（答申）平成3年2月8日

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
<p>1. 学位制度の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 課程制大学院制度の趣旨を踏まえ、学位授与の円滑化を図るとともに、学術研究に適切に対応し得るよう、学位制度を見直す。 <p style="padding-left: 2em;">学位規則上限定的に定められている博士の種類を廃止し、単に「博士」とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">各大学院において博士の学位を授与する際は、当該大学院の判断により適切な専攻分野を表記して授与することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 修士の学位についても、学位規則上は専攻分野を列挙せず、単に修士とし、学位規則上も博士の場合に準ずるものとする。 <p>2. 大学院の自己評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各大学院が自らの責任において教育研究の不断の改善を図るよう促すため、自己点検・評価システムを導入する。 	<p>平成3年6月 学位規則を改正 (旧第2条、別表第1の規定を廃止)</p> <p>平成3年6月 学位規則を改正 (改正後の第10条)</p> <p>平成3年6月 学位規則を改正 (旧第2条、別表第2の規定を廃止)</p> <p>平成3年6月 大学院設置基準を改正 (改正後の第1条の2)</p>	<p>答申の内容どおり改正。</p> <p>学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとすると規定し、学位記には、博士（専攻分野）と表記。</p> <p>答申の内容どおり規定。</p> <p>大学院は、教育研究水準の向上を図り、当該大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない旨並びに点検及び評価を行うに当たっては、適切な項目を設定し、適当な体制を整えて行う旨を規定。</p>

◇ 大学教育の改善について（答申）平成3年2月8日

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
I 大学設置基準の大綱化等について		
1. 教育内容・方法に関する事項		
(1) 開設授業科目及び卒業要件		
○ 開設授業科目について、一般教育科目、専門教育科目等の科目区分を廃止する。	平成3年6月 大学設置基準を改正 (旧第18条～第24条の規定を廃止)	答申の内容どおり改正。
○ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること、教育課程の編成に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮することという趣旨を規定する。	平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第19条)	答申の内容どおり規定。
○ 学生の卒業要件については、学生が修得すべき最低の総単位数を規定することと定める。	平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第32条)	卒業要件については、4年（医・歯・獣医学は6年）以上在学し、124単位（医・歯学は188単位、獣医学は182単位）以上を修得することとすると規定し、授業科目の区分に応じた修得すべき単位数についての規定を廃止。
(2) 単位の計算方法		
○ 1単位当たりの授業時間数を次のように定める。 講義・演習……15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間 実験・実技・実習等……30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間	平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第21条)	答申の内容どおり規定。なお、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、また、卒業研究等の授業科目についてはこれらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができると規定。
○ 医学部・歯学部についても単位制を原則とし、各大学の判断により授業時間制によることも可能なものとする。	平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第32条第2項)	答申の内容どおり規定。
(3) 授業		
○ 年間の授業日数は、210日が原則である旨の規定については、削除する。	平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第22条)	具体的な日数は定めずに、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とすると規定。
○ 授業を行う学生数については、定量的な規定は設けず、定性的な規定に改める。	平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第24条)	授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とすると規定。
(4) 学士		
○ 学士を学位に位置付けるとともに、学士の種類を廃止する。	平成3年4月 学校教育法を改正 (旧第63条を削除し、改正後の第68条の2に規定) 平成3年6月 大学設置基準を改正 (旧第34条、別表第4の規定を廃止) 平成3年6月 学位規則を改正 (改正後の第2条、第10条)	大学は、大学を卒業した者に対し学士の学位を授与するものと規定。 また、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとして規定。

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
<p>2. 組織・編制に関する事項</p> <p>(1) 教育研究組織</p> <p>①学部</p> <p>○ 学部の種類の例示の規定を廃止する。</p> <p>②学部内組織</p> <p>○ 学部の種類を問わず課程を設けることができることとする。</p> <p>(2) 教員組織</p> <p>①学科目制・講座制</p> <p>○ 学科目制・講座制の規定については、その意義、内容をより明確化することが適切であると考えられ、実態を踏まえつつ、整理する。</p> <p>②必要専任教員数</p> <p>○ 必要専任教員数について、授業科目による区分を廃止する。</p> <p>③教員の専兼比率の制限</p> <p>○ 教員の専兼比率の制限について廃止する。</p> <p>④医学部、歯学部の進学課程</p> <p>○ 医・歯学部における進学課程と専門課程について、法令上の制度としては廃止する。</p> <p>(3) 教員の資格</p> <p>○ 教授の資格については、博士の学位を有し、これに加えて教育研究上の能力がある者という趣旨に改める。</p> <p>(4) 施設・設備</p> <p>①校舎面積</p> <p>○ 情報処理施設、語学学習施設、体育館を始めとするスポーツ施設、福利厚生施設等の整備についても配慮する。</p>	<p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第3条)</p> <p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第5条)</p> <p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第8条、第9条)</p> <p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第13条、別表第1、別表第2)</p> <p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (旧第12条の規定を廃止)</p> <p>平成3年4月 学校教育法を改正 (旧第55条第2項、第3項、第56条第2項の規定を廃止)</p> <p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第14条、第15条)</p> <p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第36条第4項、第5項)</p>	<p>学部は、教育研究上適当な規模内容を有し、学科目又は講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織をもつと認められるものとする規定。</p> <p>学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修の区分に応じて組織される課程を設けることができると規定。</p> <p>答申の内容に沿って規定を整理。</p> <p>専任教員数の基準については、当該大学に置く学部の種類に応じ定める数と大学全体の収容定員に応じ定める数を合計した数以上とする規定。</p> <p>必要な専任教員を確保した上で、さらに積極的に教育研究の多様化、豊富化を図り得るように規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。</p> <p>教授の資格として、教育研究上の能力を有することが必要であることを明らかにし、博士の学位を有する者についても、研究上の業績を有することを必要とする規定。</p> <p>校舎等施設については、原則として体育館を備えるとともに、その他の施設についても、なるべく備えるものと規定。なお、必要最低校舎面積の基準は変更なし。</p>

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
<p>②図書及び図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図書等の冊数を示す規定から、学部の種類や規模に応じて、教育研究上必要な資料を系統的に整備すべき規定に改めるとともに、学術情報の収集、整理等並びに他の大学等との相互協力に関する努力規定を盛り込む。 ○ 図書館には、専門的職員その他の図書館専任職員の配置が必要との規定を設けるとともに、閲覧室、書庫など図書館に備えるべき施設に関する規定を設ける。 ○ 閲覧室の座席数については、最低の数量を示す規定から、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるべき旨の規定に改める。 <p>3. 学習機会の多様化に関する事項</p> <p>(1) コース登録制・科目登録制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学部に開設されている授業科目の一部を履修して単位を修得することが可能な履修制度として、科目登録制、コース登録制を導入する。 <p>(2) 昼夜開講制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昼夜開講制の実施を促進するため、これを設置基準上位置付け、関連規定を整備する。 <p>(3) 大学以外の教育施設等の学習成果の単位認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学以外の教育施設等における学習成果であっても、一定水準以上のものについて、自大学の単位認定の対象とし得る制度を導入する。なお、この制度の活用により、入学以前の学習成果が単位認定の対象となる。 <p>(4) 編入学定員の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要専任教員数及び必要校舎面積の基準の設定を、入学定員に基づく方式から、途中年次の編入学定員も含めた学部全体の総学生定員に基づく方式に改める。 <p>II 大学の自己評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各大学等が自らの責任において教育研究の不断の改善を図るよう促すため、自己評価・評価システムを導入する。 	<p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第38条第1項、第2項)</p> <p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第38条第3項、第4項)</p> <p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第38条第5項)</p> <p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第31条)</p> <p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第18条第1項、第26条、第36条第6項、附則第4項の第1表)</p> <p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第29条第1項、第30条第2項)</p> <p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第18条、別表第1第2、附則第4項の第1表第2表)</p> <p>平成3年6月 大学設置基準を改正 (改正後の第2条)</p>	<p>答申の内容どおり規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。</p> <p>社会人等に対しパートタイムによる学習機会を拡充し、その学習に適切な評価を与えるため、当該大学の定めるところにより、科目等履修生に対し単位を与えることができると規定。</p> <p>昼夜開講制により授業を行うことができることを明らかにするとともに、学生定員や校舎面積等の規定を整備。</p> <p>答申の内容どおり規定するとともに、単位認定の対象となる教育施設等における学修を平成3年文部省告示第68号で規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。なお、編入学定員の設定に伴い、学則に明示することが必要である旨も同時に規定。</p> <p>大学は、教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない旨並びに点検及び評価を行うに当たっては、適切な項目を設定し、適当な体制を整えて行う旨を規定。</p>

◇ 学位授与機関の創設について（答申）平成3年2月8日

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
学位授与機関の創設について ○ 生涯学習体系への移行及び多様な高等教育機関の発展等の観点から、以下の点について途を開くため、学位授与機関を創設する。 ① 短期大学・高等専門学校の卒業者等で、大学の科目登録制等により、一定の要件を満たした者に対する学士の学位の授与 ② 大学以外の教育施設のうち、大学・大学院と同等の水準の教育研究を実施していると認められるもの修了者に対する学士・修士・博士の学士の授与	平成3年4月 国立学校設置法を改正（改正後の第9条の4） 学校教育法を改正（改正後の第68条の2第3項） 平成3年6月 学位規則を改正（改正後の第6条、第7条等）	学位の授与に関し、次の業務を行う機関として、学位授与機構を創設（平成3年7月）。 ①学校教育法に定めるところにより学位を授与すること。 ②学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。 ③大学における各種の学習の機会に関する情報の提供を行うこと。

◇ 夜間に教育を行う博士課程等について（答申）平成5年9月16日

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
1. 専ら夜間において教育を行う博士課程 ○ 博士課程について、夜間大学院を設置し得ることを設置基準上明らかにする。 ○ 夜間大学院については、5年を超える標準修業年限を定めることができる。	平成5年10月 大学院設置基準を改正（改正後の第2条の2） 平成5年10月 大学院設置基準を改正（改正後の第4条第2項但書）	答申の内容どおり規定。 答申の内容どおり規定。
2. 教育方法の特例 ○ 博士課程においては、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。	平成5年10月 大学院設置基準を改正（改正後の第14条）	答申の内容どおり規定。
3. 科目等履修生 ○ 大学院は、当該大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者に対し単位を与えることができる。	平成5年10月 大学院設置基準を改正（改正後の第15条）	答申の内容どおり規定。
4. 入学前の既修得単位の認定 ○ 大学院は、教育上有益であると認めるときは、学生が当該大学院に入学する前に修得した単位を、当該大学院で修得したものとみなすことができる。 ○ 上記により修得したものとみなすことのできる単位数は、当該大学院において修得した範囲以外のものについては、合わせて10単位を超えないものとする。	平成5年10月 大学院設置基準を改正（改正後の第15条） 平成5年10月 大学院設置基準を改正（改正後の第15条）	答申の内容どおり規定。 答申の内容どおり規定。
5. 大学院における長期在学コースの設定	平成11年9月 大学院設置基準改正（改正後の第3条第2項、第16条）	答申「21世紀の大学像と今後の改革方針について」の内容どおり規定。
6. 高等専門学校卒業者等に対する大学院入学資格の付与	平成11年8月 学校教育法施行規則改正（改正後の第70条第1項第6号）	答申「21世紀の大学像と今後の改革方針について」の内容どおり規定。

◇ 通信制の大学院について（答申）平成9年12月18日

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
○通信教育を行う大学院の課程 1 通信教育を行う修士課程を置くことができることとする。	平成10年3月 大学院設置基準改正 (改正後の第25条)	答申の内容どおり規定。
2 通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができることとする。	平成10年3月 大学院設置基準改正 (改正後の第26条)	答申の内容どおり規定。
○通信教育を行う大学院の教員数 1 教員数は、当該大学院の教育研究上の目的に応じ適当な規模を有すると認められるものとする。		
2 通学制大学院が通信教育を併せ行う場合には、通信教育を行う専攻ごとに、教員を、教育に支障のないよう必要数増加する。	平成10年3月 大学院設置基準改正 (改正後の第27条)	答申の内容どおり規定。
○通信教育を行う大学院の授業の方法等 授業の方法及び単位の計算方法については、大学通信教育と同様とする。	平成10年3月 大学院設置基準改正 (改正後の第28条)	答申の内容どおり規定。
○通信教育を行う大学院の施設 1 施設については、講義室、研究室等を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設（以下「通信教育関係施設」という。）について、教育に支障のないようにする。	平成10年3月 大学院設置基準改正 (改正後の第29条)	答申の内容どおり規定。
2 通学制の大学院が通信教育を併せ行う場合には、通信教育関係施設について、教育に支障のないようにする。	#	#
○通信教育を行う大学院の添削等のための組織等 添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設ける。	平成10年3月 大学院設置基準改正 (改正後の第30条)	答申の内容どおり規定。

◇ 21世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）平成10年10月26日

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
<p>課題探求能力の育成 —教育研究の質の向上—</p> <p>1. 学部教育の再構築 (省略)</p> <p>2. 大学院の教育研究の高度化・多様化 (1) 大学院の制度上の位置づけの明確化 ○ 大学院の教育研究活動が中心的役割を果たす大学において、当該大学の教育研究目的を効果的に達成する責任ある組織の体制を整備する観点から、研究科と学部とを同等の基本的な組織として位置づける。</p> <p>○ 各大学が多様な組織形態を取りうる制度的枠組みとする。</p> <p>(2) 一定規模以上の学生を擁する大学院の専任教員等 ○ 一定の規模以上の学生を擁する大学院にあっては大学院専任の教員や大学院専用の施設・設備を備えるべきことを設置基準上明らかにする。</p> <p>○ 大学院への専任教員の配置に伴い、大学院の教員が学部等の教員を兼ねることができることを制度上明確にする。</p> <p>(3) 高度専門職業人養成に特化した実践的教育を行う大学院修士課程の設置促進 ○ 特定の職業等に従事するのに必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的教育を行う大学院修士課程の設置を促進するため、制度面での所要の整備を行う。</p> <p>(4) 法律分野の専門大学院の設置 ○ 法曹養成のための専門教育の課程を修了した者に法曹への途が開ける仕組みについて、広く関係者の中で検討していくことが必要。</p> <p>(5) 新しい形態の大学院 ○ 幅広い分野の学部の卒業者を対象として高度専門職業人の養成を目的とする新しい形態の大学院の在り方について今後関係者の中で検討が行われることが必要。</p> <p>(6) 高度専門職業人の養成に特化した博士課程 ○ 高度専門職業人の養成に特化した実践的教育を行う博士課程に関して、その在り方について今後検討することが適当。</p> <p>教育研究システムの柔軟化 —大学の自律性の確保—</p> <p>1. 多様な学習需要に対応する柔軟化・弾力化 (省略)</p> <p>(6) 修士課程1年制コースの制度化 ○ 修士課程について、社会人を対象とすることを原則とする1年以上2年未満の修業年限で修了することが可能なコースを設けることができるようにする。</p>	<p>平成11年5月 学校教育法改正 (改正後の第66条)</p> <p>平成11年5月 国立学校設置法改正 (改正後の第7条の4)</p> <p>平成11年5月 学校教育法改正 (改正後の第66条、第87条の2)</p> <p>平成11年9月 大学院設置基準改正 (改正後の第7条の2、8条の2)</p> <p>平成11年9月 大学院設置基準改正 (改正後の第9条の2)</p> <p>平成12年3月 国立学校設置法施行規則改正 (改正後の第8条の2)</p> <p>平成11年9月 大学院設置基準改正 (改正後の第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条)</p> <p>平成11年9月 大学院設置基準改正 (改正後の第3条第3項、第16条、第17条第2項)</p>	<p>答申の内容どおり規定。</p> <p>大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とするが、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる旨を規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。</p> <p>大学院を重点化した大学において、大学院の教員が学部の教員を併任できる旨を規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。</p> <p>答申の内容どおり規定するとともに、2年以外の標準年限を定めた研究科、専攻又は履修上のコースに在学する学生についても、優れた業績を上げた者については大学院に1年以上在学すれば修士課程を修了することが可能であることを規定。</p> <p>また、修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者の博士課程の修了要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学する（優れた研究業績を上げた者については、修士課程における在学期間を含み3年大学院に在学すれば足りるものとする）ことを規定。</p>

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
<p>(7) 修士課程長期在学コースの制度化</p> <p>○ 修士課程について、あらかじめ標準修業年限を超える期間を在学予定期間として在学できる長期在学コースを設けることができることを明確化する。</p> <p>2. 大学の主体的・機動的な取組を可能とするための措置</p> <p>(省略)</p> <p>責任ある意思決定と実行 —組織運営体制の整備—</p> <p>1. 責任ある運営体制の確立</p> <p>(省略)</p> <p>2. 大学情報の積極的な提供</p> <p>(省略)</p> <p>多元的な評価システムの確立 —大学の個性化と教育研究の不断の改善—</p> <p>(1) 自己点検・評価の実施と結果公表の義務化、学外者による検証の努力義務化</p> <p>○ 自己点検・評価の一層の充実を図るため、自己点検・評価の実施及びその結果の公表を大学の義務とし、学外者による検証を大学の努力義務として位置付ける。</p> <p>(2) 第三者評価システムの導入</p> <p>○ 大学が社会的存在としてその活動状況等を社会に対して一層明らかにしていくためには、透明性の高い第三者評価を行うとともに、大学評価情報の収集提供、評価の有効性等の調査研究を推進するための第三者機関を設置する必要がある。</p>	<p>平成11年9月 大学院設置基準改正 (改正後の第3条第2項、第16条)</p> <p>平成11年9月 大学院設置基準改正 (改正後の第1条の2第1項、第3項)</p> <p>平成11年9月 大学設置基準改正 (改正後の第2条第1項、第3項)</p> <p>平成11年9月 大学通信教育設置基準改正 (改正後の第1条の2)</p> <p>平成11年9月 短期大学設置基準改正 (改正後の第2条第1項、第3項)</p> <p>平成11年9月 短期大学通信教育設置基準改正 (改正後の第1条の2)</p> <p>平成11年9月 高等専門学校設置基準改正 (改正後の第3条第1項、第3項)</p> <p>平成12年3月 国立学校設置法改正 (改正後の第9条の4)</p> <p>平成12年3月 国立学校設置法施行規則 (改正後の第51条、第52条、第52条の2、第52条の3、第52条の4、第52条の5、第52条の6、附則)</p> <p>平成12年3月 学位授与機構組織運営規則改正 (改正後の第1条、第1条の2、第2条、第3条、第3条の3、第4条、第5条、第6条、第6条の2、第7条、第8条、第9条)</p>	<p>2年以外の標準年限を定めた研究科、専攻又は履修上のコースに在学する学生についても、優れた業績を上げた者については大学院に1年以上在学すれば修士課程を修了することが可能であることを規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。</p> <p>平成12年度において学位授与機構を大学評価・学位授与機構に改組し、大学等の評価及びその結果の提供等を新たに行うこととした。</p>

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
<p>高等教育改革を進めるための基盤の確立等</p> <p>(1) 日本育英会奨学金</p> <p>○ 今後は主に経済的困難度を重視する観点から抜本的拡充を図り、学生の経済的必要度に応じて貸与する。</p> <p>○ 大学院生に対する奨学金については、貸与人員、貸与月額の拡充・改善を更に図る。</p> <p>○ 優秀な大学院生に対する給費制の導入について今後検討する必要がある。</p> <p>○ 奨学金の拡充に伴い不可避となる回収不能に対応するため、奨学金受給者が受益者として適正かつ応分の負担をする仕組みについて、今後検討する必要がある。</p>	<p>平成11年3月 日本育英会法施行令改正(改正後の第3条)</p> <p>平成11年3月 日本育英会法施行令改正(改正後の第2条, 第3条)</p>	<p>平成11年度において、第二種学資金(有利子奨学金)について、貸与月額の選択制を導入。(大学、短大、専修学校専門課程の場合、3、5、8、10万円から選択)</p> <p>平成11年度 無利子奨学金 貸与月額 博士課程 2,000円増 修士課程 1,000円増</p> <p>有利子奨学金 貸与月額選択制の導入 (5、8、10、13万円から選択)</p> <p>(* 貸与人員の拡充は予算上措置)</p>

◇ 大学院入学選抜の改善について(答申)平成11年8月9日

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
<p>1. 大学院入学資格の弾力化</p> <p>(1) 制度的な接続の観点からの入学資格の弾力化</p> <p>○ 教育職員免許法による養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有するもので22才に達したものについて、大学院入学資格を認める。</p> <p>○ 医学部等に4年以上在学し、又は、外国において学校教育における医学等を履修する課程を含む16年間の課程を修了し、優れた成績を修めた医学系等の大学院が認めた者について、当該大学院への入学資格を認める。</p> <p>(2) 大学院における個人の能力個別審査による入学資格の付与</p> <p>○ 短大、高専、専修学校、各種学校の卒業者やその他の教育施設の修了者等であっても、各大学院における個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22才に達したものについては、当該大学院の入学資格を認める。</p>	<p>平成11年8月 学校教育法施行規則改正(改正後の第70条第1項第5号)</p> <p>平成11年8月 学校教育法施行規則を改正(改正後の第70条第1項第6号)</p>	<p>平成11年8月 「大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定」(文部省告示第5号)改正</p> <p>答申の内容どおり規定。</p> <p>答申の内容どおり規定するとともに、医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、24歳に達したものとすることを規定。また併せて、大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24才に達した者に、博士課程の後期3年の課程への入学資格を認める旨を規定。</p>

◇ グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）平成12年11月22日

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
<p>1. グローバル化時代を担う人材の質の向上に向けた教育の充実</p> <p>○ 教員の資格について、教育能力や実践的能力を従来以上に重視する方向で見直す。</p>	<p>平成13年3月 大学設置基準改正 (改正後の第14条, 第15条, 第16条, 第17条)</p> <p>平成13年3月 短期大学設置基準改正 (改正後の第23条, 第24条, 第25条, 第26条)</p> <p>平成13年3月 高等専門学校設置基準改正 (改正後の第11条, 第12条, 第13条, 第14条)</p>	<p>答申の内容どおり規定。併せて関連告示（平成6年文部省告示第118号）を改正</p>
<p>2. 科学技術の革新と社会、経済の変化に対応した高度で多様な教育研究の展開</p> <p>○ 高度専門職業人の養成を目的とし、職業資格との関連も視野に入れた新しい形態の大学院制度を検討するとともに、いわゆる専門職学位の創設についても検討する。</p> <p>○ 通信制の大学院博士課程の開設について検討する。</p> <p>○ 単位累積加算制度について、制度の基本となる部分や組織体制の在り方について、更に検討する。</p> <p>○ パートタイム学生の受入れを推進するに当たって、大学に在学することが可能な期間や、一年間あるいは一学期中に履修し修得することが可能な単位数の設定、収容定員、授業料等の在り方などについて検討する。</p>		
<p>3. 情報通信技術の活用</p> <p>(1) 大学教育における情報通信技術の活用の在り方</p> <p>○ 今後の情報通信技術の発展を踏まえつつ、将来的には、通学制と通信制の区別の在り方について見直す方向で検討する。</p> <p>○ 通信制の大学において、従来の直接の対面授業による修得が必要な20単位についても、遠隔授業により修得することができるものとする。</p> <p>○ インターネット等活用授業について、きめ細かな学習指導を行うことにより直接の対面授業に相当する教育効果を有すると認められるものを遠隔授業として位置付ける。</p> <p>(2) 国境を越えて提供される大学教育の在り方の検討</p> <p>○ インターネット等を活用した通信教育により得た外国の大学の単位又は学位については、一定の要件の下で、大学における単位認定を可能とし、我が国の大学院入学資格を認める。</p>	<p>平成13年3月 大学通信教育設置基準改正 (改正後の第6条第2項)</p> <p>平成13年3月 短期大学通信教育設置基準改正 (改正後の第6条第2項)</p> <p>平成13年3月 大学設置基準改正 (改正後の第28条第2項)</p> <p>平成13年3月 短期大学設置基準改正 (改正後の第14条第2項)</p> <p>平成13年3月 高等専門学校設置基準改正 (改正後の第20条第3項)</p> <p>平成13年3月 学校教育法施行規則改正 (改正後の第70条, 第70条の2, 第72条の5)</p>	<p>答申の内容どおり規定。</p> <p>平成13年文部科学省告示第51号, 第52号, 第53号を定め、大学、短期大学、高等専門学校について答申の内容どおり規定。</p> <p>答申の内容どおり規定。併せて関連告示（平成元年文部省告示第118号）を改正</p>

答申における提言事項	対 応 状 況	
	法 令 改 正	内 容
<p>○ インターネット等を活用した通信教育により海外に大学教育を提供することが可能であることを明確にする。</p>	<p>平成13年3月 大学設置基準改正 (改正後の第25条第3項)</p> <p>平成13年3月 大学通信教育設置基準改正 (改正後の第3条第3項)</p> <p>平成13年3月 短期大学設置基準改正 (改正後の第11条第3項)</p> <p>平成13年3月 短期大学通信教育設置基準改正 (改正後の第3条第3項)</p> <p>平成13年3月 高等専門学校設置基準改正 (改正後の第17条の2第2項)</p>	<p>答申の内容どおり規定。</p>
<p>4. 学生、教員等の国際的流動性の向上</p> <p>○ 外国において学校教育における12年の課程を修了していない留学生について、準備教育課程を経ることなく我が国の大学への入学が可能となるための方策について検討する。</p> <p>5. 最先端の教育研究の推進に向けた高等教育機関の組織運営体制の改善と財政基盤の確保</p> <p>○ 大学の教員組織について、それぞれの大学の教育研究上の目的を達成するために必要な教員を置くことを基本に、具体的な組織編制の在り方については各大学においてより自由に設計できるようにする。</p>	<p>平成13年3月 大学設置基準改正 (改正後の第7条第1項、旧第10条を廃止)</p> <p>平成13年3月 大学院設置基準改正 (旧第8条の2を廃止)</p> <p>平成13年6月 国立学校設置法改正 (旧第7条を廃止)</p>	<p>講座・学科目に限らず、大学の定めるところにより適切に教員組織を編制することができることを規定。</p> <p>学部等に講座等を置き、その種類等を省令で定めることとする規定を削除。</p>